

フォン・ウリクト 『説明と理解』 レジюме

※本稿は、一橋大学相模湖合宿所にて 2012 年 1 月 14 日と 15 日の 2 日間に亘って開催された、Georg Henrik von Wright の *Expression and Understanding* の読書合宿において、各参加者が作成したレジюмеを集め、編纂したものである。合宿では『説明と理解』（丸山高司、木岡伸夫訳、産業図書、1984 年）を使用し、10 人の参加者の間で活発な議論が交わされた。校正と編集は榊原が行ったが、章や節の表記の統一、気付いた限りでの誤字脱字および改行の訂正など、改変は最小限にとどめてある。なお、配置や編集の勝手際の責任の一切は榊原に帰されるべきである。

目次

『説明と理解』に取り組むための準拠点	4
カバー法則モデルとその批判.....	4
実践的推論とは何か？アンスコム の代替案	7
参考文献.....	9
第一章 二つの伝統.....	10
第1節 二つの伝統.....	10
第2節 実証主義	10
第3節 解釈学.....	10
第4節 ヘーゲルの立場.....	11
第5節 分析哲学	11
第6節 科学的説明.....	11
第7節 目的論.....	11
第8節 法則	12
第9節 歴史と行為の説明	13
第10節 分析哲学と解釈学.....	14
第二章 因果性と因果的説明 第1～6節	15
第1節 因果	15
第2節 条件	15
第3節 時間と因果関係.....	16
第4節 世界のモデル	16
第5節 因果分析	17
第6節 因果的説明.....	18
第二章 因果性と因果的説明 第7～10節	21
第7節 閉じた系	21
第8節 基本行為	23
第9節 行為と因果関係.....	25
第10節 因果関係の非対称性.....	27
第三章 志向性と目的論的説明 第1～8節.....	30
第1節 因果論と目的論.....	30
第2節 行為の構造.....	31
第3節 意図と原因.....	33
第4節 実践的推論.....	34
第5節 予備的考察.....	35

第 6 節	推論図式の補充	36
第 7 節	実証	37
第 8 節	論理的結合の論証	38
第三章	志向性と目的論的説明 第 9～10 節	41
第 9 節	行為と因果関係	41
第 10 節	因果論と目的論の両立	43
第四章	歴史学と社会科学の説明	47
第 1 節	理解と説明	47
第 2 節	歴史の因果的説明	48
第 3 節	歴史の準因果的説明	48
第 4 節	外的状況と内的状況	49
第 5 節	強制と規範	49
第 6 節	二つの規範	51
第 7 節	歴史の準目的論的説明	51
第 8 節	サイバネティクス	52
第 9 節	二つの決定論	52
第 10 節	絶対的合理主義	53

『説明と理解』 に取り組むための準拠点

担当： 榊原英輔

ウリクト(Georg Henrik von Wright; 1916-2003)は、ウィトゲンシュタインの後任としてケンブリッジ大学の哲学教授となったフィンランド出身の哲学者である。日本ではウィトゲンシュタインの遺稿の编者として、またウィトゲンシュタインの伝記の執筆者としてその名を知る者が多いだろう。ウリクトは標準義務論理(standard deontic logic)の考案者として高名である他、行為論、因果性の哲学、倫理学にも大きな足跡を残している。『説明と理解』は1971年に出版されたウリクトの主著であるが、その内容の独創性ゆえか、その後の因果性の哲学や行為論の発展からは取り残されてしまっている印象がある。そこで本稿では、知的孤峰ともいえるウリクトの思想に取り組む足がかりとして、外部の準拠点を提示することにしたい。

『説明と理解』においてウリクトは、因果的説明を目指すガリレイ的伝統と、目的論的説明を目指すアリストテレス的伝統を対比した。そこで、ここでは前者の準拠点としてヘンペルのカヴァー法則モデルとそれに対する批判を、後者の準拠点としてウリクトの実践的推論の定式化に対するアンスコム批判と彼女の代替案を見ていくことにする。

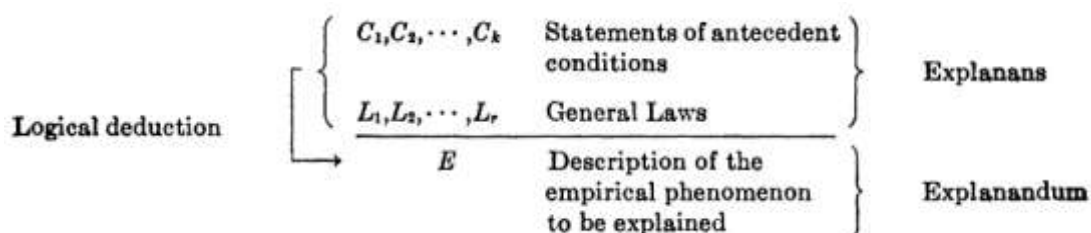
カヴァー法則モデルとその批判

カヴァー法則モデル(covering law model)とは、ヘンペルとオッペンハイムにより定式化された、科学的説明の理論である(Hempel & Oppenheim 1948)。

<科学的説明のカヴァー法則モデル>

ある現象 E を前提条件 C_1, C_2, \dots, C_k および一般法則 L_1, L_2, \dots, L_r (これらを合わせて「説明項」と呼ぶ) が説明するのは、以下の4つの条件が満たされる時、その時に限る。

1. C_1, C_2, \dots, C_k と L_1, L_2, \dots, L_r の連言から E が論理的に導出できる。
2. C_1, C_2, \dots, C_k のみからは E を導出できず、少なくとも一つの一般法則が必要である。
3. 説明項は経験的内容を持っている。
4. 説明項は真である。



(ibid., p. 138 の図を転載)

例えば、「車のラジエーターが夜の中に破裂した」という現象は、「ラジエーターには水が満タンに入っていた」「ラジエーターの蓋はきちり閉めてあった」「夜の間は氷点下だった」といった前提条件と、「水は凍ると体積が膨張する」等の一般法則によって説明されるが、これは前者が後者から論理的に導出されるからである。カヴァー法則モデルは、ヒュームの発案である因果性の規則性説と相性が良い。ヘンペルらは、カヴァー法則モデルに合致する説明を、因果的説明を一部に含む上位概念であると考えた。

ヘンペルらの論文は「科学的説明とは何か」という議論の端緒となり、現在ではヘンペルのように一般的法則による演繹可能性をもって説明の原理とする立場はDN(deductive-nomological)モデルと呼ばれ、その後詳細に検討された。以下ではWoodward(2009)を参照しつつ、これまでに出されたDNモデルへの批判と、代案として提案されたSR(statistic-relevant)モデルについて概説する。

批判1：一般法則は単に規則性を表す全称命題ではありえない。

一般法則とは、素朴に考えるなら物事の必然的なあり方を記述するものである。しかしヘンペルは必然性という様相概念を用いることを避け、一般法則を、規則性を表す全称命題と同一視した。だがこのことによって、次のような不適格な説明が除外できなくなってしまう問題が生じた。

例1：なぜ彼は怪我しているの？—あの部屋にいる人は皆怪我をしていて、彼はあの部屋にいるからだよ。

ウリクトが『説明と理解』p.24で指摘しているように、個別的な事例を一般命題のもとに包摂しただけでは、説明には満たないのである。例1のような反例を避けるためには、一般法則は単に規則性を表す全称命題以上のものである必要がある。様相概念を否定したヘンペルは、様相概念を用いずに一般法則を特徴づけるという課題を背負うことになったのである¹。

批判2：説明項と被説明項の非対称性を捉えられない。

例2-1：なぜ影の長さが10mなの？—木の高さが10mで、太陽の高度が45度だからだよ。

例2-2：なぜ木の高さが10mなの？—影の長さが10mで、太陽の高度が45度だからだよ。

上の2例を比べると、例2-1が適格な説明であるのに対し、例2-2は説明として不適格である。しかし木の高さ、影の長さ、太陽の高度の間には、2つが決定されれば残りの1つが自動的に決定されるという論理的関係があるため、カヴァー法則モデルではこの非対称性を

¹有望な案としてMill-Ramsey-Lewis説というものがある。これは法則を、世界の中で成立している事象を論理的に導出できる、可能な限り簡潔かつ情報に富む命題の集合と定義するものである(Lewis 1983, p. 367)。

捉えられないことになる。

批判 3：説明に必要な関連性(relevance)を捉えられない。

例 3：なぜ彼は妊娠しないの？—避妊薬を飲んだ男は妊娠しない。そして彼は避妊薬を飲んだからだよ。

例 3 は、カヴァー法則モデルの条件に適合しているが、説明としては不適格である。なぜなら、避妊薬を飲んだかどうかは男性が妊娠するかどうかとは関連性を有していないからである。

上述の 3 つの問題点はいずれも、一般法則と規則性を表す全称命題とを同一視し、説明を演繹と同一視したことに由来するように思われる。それでは、主張を弱め、カヴァー法則モデルはあくまで説明の必要条件を特定しただけであると譲歩すれば、批判を回避できないであろうか。答えは「否」であることを次の批判 4 で論じたい。

批判 4：単称因果言明の説明としての有効性を捉えられない。

例 4：どうして机の上のジュースがこぼれたの？—足を机にぶつけたからだ。

例 4 は単称因果言明と呼ばれ、これだけで十分適格な説明であるように見える。だがカヴァー法則モデルでは、説明項が被説明項を論理的に含意しないため、省略された不十分な説明であると診断されることになる。ここで省略されているのは「机には重力 g が作用している」「しかじかの運動量がしかじかの重力下でしかじかの質量の剛体に加えられると、その剛体は振動する」といった物理法則や他の前提条件の束であり、これらが説明項に加えられることで理想的な説明になるとされる。だが、理想的な説明に必要な物理法則と前提条件の束を明示化するのは、物理学のエキスパートにさえ簡単なことではないだろう。これでは物理学に疎い一般人の間で、例 4 のような説明が十分機能しているという事実を理解することができなくなってしまう。また説明項が被説明項を論理的に含意するようにするために加えられる様々な言明は、説明としては余計なものなのではないだろうか。この観察が正しいとすると、カヴァー法則モデルは、説明の必要条件であるときえ主張できなくなるのである。

サーモンの SR モデル

カヴァー法則モデルに対する上記の批判を受けて、サーモンによって考案された説明のモデルが SR(statistical relevance)モデルである(Salmon 1971)。SR モデルは、説明項の本質は、それを初期条件に追加することによって被説明項の条件付き確率が上昇する点にあると考える。B が成立しているときに A が成立する条件付き確率を $P(A|B)$ と表すことにしよう。状況 B において、C が A を説明するのは $P(A|B) < P(A|B,C)$ であるときである。例えばペニシリンの投与が皮膚炎の早期治癒を説明するのは、 $P(\text{皮膚炎の早期治癒}|\text{皮膚炎の発症}) < P(\text{皮膚炎の早期治癒}|\text{皮膚炎の発症、ペニシリンの投与})$ という関係があるからである。

SR モデルは、説明項は被説明項と関連性を有していなければならないという要請をうまく捉えており、批判 3 と 4 に応答できる。すなわち例 3 に対しては、 $P(\text{不妊}|\text{男}) = P(\text{不妊}|\text{男、避妊薬の内服})$ であるため説明として不適格であると答えることができ、例 4 に対しては、 $P(\text{ジュースがこぼれる}|\text{机の上にジュースが置いてある}) < P(\text{ジュースがこぼれる}|\text{机の上にジュースが置いてある、足を机にぶつける})$ であるから、説明として適格であると答えることができるのである。しかし SR モデルは、批判 1 や 2 には対応できていないように思われる。例 2 を取り上げるなら、影の長さから太陽の高度によって木の高さが分かるという論理的関係から、 $P(\text{木の高さ} = 10\text{m}|\text{太陽の高度} = 45\text{度}) < P(\text{木の高さ} = 10\text{m}|\text{太陽の高度} = 45\text{度、影の長さ} = 10\text{m}) = 1$ が帰結する。つまり SR モデルでも、例 2-2 は適格な説明とされてしまうのである。批判 1 と 2 に応えるためには、様相（必然性）、反事実条件法、因果性といった一連の概念を導入しなければならないように思われる。実際サーモンは、後年に SR モデルを捨て、因果性を説明するための CM(causal mechanical)モデルを提唱するに至った。カヴァー法則モデルに対するウリクトの診断もこの点では一致している。ウリクトの独創性は、様相、反事実条件法、因果性といった一連の概念を導入するに際して、行為の概念をその基底に据えることを提案した点にある。この提案の消息は、『説明と理解』に取り組んでいく中で明らかになっていくだろう。

実践的推論とは何か？アンスコム の代替案

ウリクトは実践的推論を、行為の必然性を目的の観点から捉えるものであると考えた。十全な説明は、因果的説明の場合と同様、行為の十分条件に言及することによって与えられる。ウリクトは実践的推論を以下のように定式化する。

<ウリクトの実践的推論>（『説明と理解』 p. 123）

A は、P を生ぜしめようと意図する。

A は a を成さなければ P を生ぜしめることができないと考える。

それゆえ、A は a にとりかかる。

しかし、アリストテレスの伝統的な実践推論は、このような形をしていない。

<伝統的な実践的推論>

私は P を達成したい。

もし私が a をするなら、私は P を達成するだろう。

それゆえ、私は a をする。

アンスコムは、伝統的な実践的推論を擁護し、ウリクトを批判した(Anscombe 1989)。以下ではアンスコム の批判点と代替案を順に説明していくことにする。

批判 1：実践的推論では、前提が結論の十分条件である必要はない。

アンスコムによれば、実践的推論において前提は、行為がどのような点でよいのか、どのような点で役立つのかを示すものである(*ibid.*, p.380/199)。ある目的を達成するための手段が複数ある場合、そのうちの一つを実行することに必然性はない。だがその場合も、目的に言及することは選んだ手段の有用性を示すのに十分であるし、その手段を実行することで、実際目的を果たすことができるのである。

批判2：ウリクトのように定式化しても、前提は結論の十分条件とはならない。

ウリクトの実践的推論は、「意図する」「考える」といった心的状態を含んでおり、心的状態の間の派生関係を記述している。だがアンスコムは、「ある心的状態が別の心的状態に移行する場面で、真理結合における必然性が「論理的強制力」に類するものを伴うということはありえず、派生がそういった意味で論理的である、というようなことはけっしてない。」(*ibid.*, p.391/227)と強く主張する。理論的推論の場合も、それを心的状態の間の関係と考えると論理的な必然性を捉え損ねてしまう。Aがpであると知り、なおかつpならばqと信じていたとしても、Aがqであると思いつくことは論理的には強制されていないのである。

アンスコムの提案：論理的必然性には1つの種類しかない。

実践的推論においても、理論的推論においても、関与する論理的必然性は、心的状態間に成り立つ関係ではなく命題間に成り立つ関係である。例えば「土にリンが含まれていると植物が速く成長する」という命題が、理論的推論においては「この土にはリンが含まれている」という観察から「この植物は速く成長するだろう」という予測をなすために、実践的推論においては「この植物を速く成長させたい」という目的から「この土にリンを撒く」という行為を導くために用いられる。このようにして、実践的推論は、主に行為の立案に関与しているのである。さらに、仮説設定をする際には、「この植物は成長が速い」という観察に基づいて「この土にはリンが含まれているかもしれない」という仮説を立てるために用いられるかもしれない(*ibid.*, p.394/232f)。「われわれが手にしているのは、理論的推論と実践的推論という二つのケースにおいて同様の仕方で結びつけられている一連の諸命題である。両者の相違は、それらが課されている役割の相違にある」(*ibid.*, p.390/224)とアンスコムは主張する(下図参照)。

アンスコムの批判は説得力があり、代替案は魅力的である。だがウリクトの定式化も、「他者の行為を目的論的に説明する」という場面設定においては一定の意義を持っているように思われる。その意義がどのようなものであるのかは、『説明と理解』を読み進める中で検討されなければならない課題の一つである。

実践的推論	ウリクトの説	アンスコムの説
用途	他者の行為の説明	(主に) 自らの行為の立案
理論的推論との関係	推論形式が異なる	同じ推論形式で使い方が異なる
論理的必然性	心的状態間の関係	命題間関係
前提の役割	行為の十分条件	行為の十分条件である必要はない

参考文献

- Anscombe, G.E.M. (1989) Von Wright on Practical Inference, in Schilpp P.A. & Hahn L.E. (eds.), *The Philosophy of Georg Henrik von Wright*. La Salle, Illinois: Open Court, pp. 377-404. (「実践的理性」早川正祐訳。『自由と行為の哲学』門脇俊介、野矢茂樹編・監修、春秋社、2010年、pp. 191-258 に収録。ページ数は原著のものと訳書のものを併記した。)
- Hempel, C & Oppenheim P. (1948) Studies in the Logic of Explanation. *Philosophy of Science* 15(2):135-75.
- Lewis, D. (1983) New work for a theory of universals. *Australasian Journal of Philosophy*. 61(4):343-77.
- Salmon, W. (1971) *Statistical Explanation and Statistical Relevance*. Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- von Wright G.H. (1971) *Explanation and Understanding*. London: Routledge & K. Paul. (『説明と理解』丸山高司、木岡伸夫訳、産業図書、1984年。ページ数は訳書のものである。)
- Woodward, J. (2009) Scientific Explanation. *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, retrieved from <http://plato.stanford.edu/entries/scientific-explanation/> on Jan. 7, 2012.

第一章 二つの伝統

担当：齋藤佑樹

第1節 二つの伝統

・問題意識

「事実の発見、記述と理論は分離できるか」(クーン)

「予測と説明は基本的に同じか」(ポパー、ヘンペル、ハンソン)

「科学的説明における一般法則の役割はなにか」

「理論構成は自然科学と人文科学、社会科学で本質的に同じか」

こうした科学的探究に関する諸問題とその諸概念(記述、説明、予測、理論)に関しては、思想史を振り返るのが有益

19世紀中頃から20世紀中頃まで(1世紀分)の、科学哲学、方法論についての思想史
「説明が科学的であるために、満たすべき条件」について二つの伝統が区別できる。

- ・ **アリストテレス的伝統** (目的論的説明、目的論的に理解しようとする努力に対応)
- ・ **ガリレイ的伝統** (因果的説明、説明し予測しようとする努力にともなって発達した因果的機械論的観点に対応、プラトン由来)

第2節 実証主義 (主に19世紀中頃)

19世紀、科学的要求をもつ人文科学(組織だった歴史学、言語学、社会人類学)が登場(←16、17世紀における自然科学の成立)し、自然科学と人間科学の関係が問題となる。

実証主義の方法論 (ex. コント、ミル)

- ①多様な主題における科学的方法の統一
- ②厳密自然科学(数学的物理学)が学の発展、完成度の基準
- ③科学的説明は「因果的」説明であり、(人間を含む)自然の一般法則への個別事例の包摂
→実証主義はガリレイ的伝統に連なっている。

第3節 解釈学 (19世紀末、20世紀初頭)

実証主義への反動として「解釈学」(反実証主義)(ドロイゼン、ディルタイ、ジンメル、ウェーバー)が成立

解釈学の方法論

①、②、③の拒否、考察対象の個性と一回性の強調、方法論上の区分を主張

「法則定立的」と「個性記述的」（ヴィンデルバント）、「説明」と「理解」の区別（ドロイゼン）

自然科学と歴史的な精神科学に、方法論上の断絶があるとすると、交差する領域にある、社会科学、行動科学はどちらに属するかが問題となる。ex. コント、デュルケーム（実証主義）、ヴェーバー（実証主義的かつ目的論的）

第4節 ヘーゲルの立場（第3節のつづき）

ヘーゲルとマルクスは、方法論に関しても、大きな影響力をもった。

- ・ヘーゲルとマルクスの考えは、基本的に反実証主義に近い（ヘーゲルとマルクスにおける法則、発展は、概念的な結合様式であり、因果的説明とは著しく異なるから）。
 - ・ヘーゲルはアリストテレス的伝統の復興者（①アリストテレスにとってもヘーゲルにとっても法則は反省的理解に把握されるような内的結合だから、②両者にとって説明とは、事象を目的論的に理解することだから）
- 19世紀の反実証主義はヘーゲルに近く、したがってアリストテレス的な伝統に結びつく。

第5節 分析哲学（1920～1930年代）

論理学と実証主義がたまたま一緒になって論理実証主義が登場（実証主義の復活）

→おもに論理実証主義が、分析哲学をつくりだす。

分析哲学の分岐（①言語哲学、日常言語哲学、②ラッセル、初期ウィトゲンシュタイン、ウィーン学派）

関心領域の推移（数学基礎論、自然科学の方法論→行動科学、社会科学、歴史学の方法論）

→再び方法論論争

第6節 科学的説明

ヘンペルが「歴史学における一般法則の機能」（1942）において、「カヴァー法則モデル」（包摂説明理論）を呈示。方法論論争

ただし、本質的には、古典的実証主義の説明理論、とくにミルの説明理論の変形（p. 13）

第7節 目的論（1940年代）

ヘンペルのカヴァー法則モデルが、普遍妥当性を要求できるかは、目的論的説明を攻略で

きるかでわかる。

ところで、目的論の領域はおおむね二つに分けられる。

①機能、有機体全体、生物学の領域、②目標志向、志向性、行動科学、歴史の領域

ローゼンブルース、ウィーナー、ビゲロウ、「行動、目的、目的論」(1943)

負のフィードバック 第一の系において、ある原因要因がある結果を引き起こす。第一の系と連合している第二の系は、第一の系における結果の失敗が、第一の系の原因要因に修正をほどこす。

こうした場合、「目的論の外見」をもっているが、因果法則に従っている。一般に、合目的性は、因果的な系の連合によって説明できる。

→サイバネティクスの説明は、因果論的ヘンペル的な説明モデルに適ったものであり、目的論の領域①に食い込んだものとみなすことができる(つづきは9節)。

第8節 法則

実証主義にとって法則、自然法則は、とくに重要

・実証主義の法則観

- ①法則とは、事象の規則的、ないし斉一的な相伴についての言明
- ②法則の原型は、全称含意、あるいは確率的相関
- ③法則によって結合される事象は相互に論理的独立
- ④法則を完全に実証することは不可能

実証主義的な法則観への批判、挑戦

Ex. 「なぜこの鳥は黒いのか」に対して、「この鳥はカラス、すべてのカラスは黒いから」と答えるならば、この答えはヘンペルの包摂説明の図式に合う。

しかし、直感に反する。知りたいのは「なぜカラスは黒いのか」、「黒いのは何の責任か」である。

→そうだとすると、普遍的相伴よりも、もっとつよく結びつけなくてはならない。

実証主義のように、法則に関して普遍性だけでなく、必然性を要求する必要がある。

・規約主義の法則観

法則とは、個別事例の分類の基準、個別事例を類的な事例として認めるか否かの基準

ただし、規約主義は、必然性は、偶発的に必然か、論理的に必然かのどちらかでなければならぬと考える点で、実証主義と共通している。両方とも、自然的必然性(経験的一般性でも、論理的必然性でもないそれらの中間)を拒否する。

第一章 二つの伝統

・様相論理と反事実的条件法の問題に関連して、必然性と法則の問題があらためて議論されている。

→いずれにせよ、実証主義に（法則に関して）反対する傾向、別の方向への模索が、分析哲学内にあらわれてきた。

第9節 歴史と行為の説明(1950年代後半)

包摂説明理論の普遍妥当性を要求できるか否かは、それが目的論における、志向性、行為の領域も説明できるかにかかっている (p. 29)。

実証主義（ヘンペル、ポパー）：包摂説明理論は、行動様式（法則）が動機と行為を結びつけるという仕方で、行為も説明できる。

反論（挑戦）

①ドレイ、歴史学の方法論からの批判

歴史家がおこなう説明において、一般法則への言及がまれであるのはなぜか

法則が複雑で、知識が欠けているから、定式化できない（ヘンペル）

法則は、暗黙のうちに前提されているが、取るに足りないから、定式化しない（ポパー）

ドレイ『歴史における法則と説明』（1957） 歴史的説明はそもそも一般法則に依拠しないから

Ex. 「ルイ 14 世は不人気になった。彼はフランスの国益に不利な政策をしたから」

包摂説明理論に従えば、「・・・であるすべての統治者は不人気になる」が一般法則になればよい。そうすると、「当時のフランスの支配的状況、ルイ 14 世の政策の影響を受けた他の国々の支配的状況と厳密に類似した状況で、ルイ 14 世と厳密に類似した政策を行うすべての統治者は、不人気になる」という言明になる。しかし、この言明は法則ではない。厳密な類似性が一般的概念によって明確にされていないから。また、明確化できたにせよ、ルイ 14 世にしかあてはまらない。いずれにせよ法則ではない。

代案 行為の説明は、そのとき、そうすることが合理的であったと明らかにすること。

②アンスコム『インテンション』（1957）

アリストテレスにおける実践的三段論法の再構成

③ウィンチ『社会科学の観念』（1958）

実証主義を批判し、社会事象の理解は、自然科学の方法とは異なると主張

社会学者は、行動のデータを、社会的な事実に変える際には、データの意味を理解しな

なければならない。そのとき行為者の社会的現実を規定している概念、規則を用いてデータを解釈しなければならない。それゆえ、社会学者は、自然科学者のように傍観者にとどまることができない。

→行為、歴史に関する領域においても、実証主義的な方法論、科学哲学への反論、挑戦が分析哲学内部にあらわれてきた。

第 10 節 分析哲学と解釈学（1960 年代）

解釈学は、実証主義に批判的な分析哲学の新たな方向（ドレイ、アンスコム等）に親近性がある。

- ①言語、意味、志向性、解釈といった言語に方向づけられた概念が中心
- ②方法論、科学哲学への関心

他方で、マルクス主義が再燃（「科学的」マルクス主義と「社会主義的ヒューマニズム」とに分かれる）

まとめ

アリストテレス的伝統とガリレオ的伝統という二つの伝統との連関において、思想史を跡づけると、「ここ 100 年の間に、根本的に対立する二つの立場のいずれかに、相次いで結びついてきたということ」が分かる (p. 41)。アリストテレス的伝統の復興者であるヘーゲル → 実証主義 → 反動（ヘーゲルより、アリストテレス） → 論理実証主義 → もう一回アリストテレスへ。

第二章 因果性と因果的説明 第1～6節

担当：鈴木雄大

第1節 因果

- ・因果関係の概念は科学において些細な役割しか果たしておらず、時代遅れのものである。その代わりに「関数」(?) という概念が用いられるべきであると述べる人々がいる（ラッセル）。
- ・しかし、原因という概念は多様であり、「実験手続きに関する自然科学者の説明」では、ある種の原因の概念が重要な役割を果たしている。そのような原因概念は、行為に結びついたものである。
- ・包摂説明モデルに関しては「法則」の概念が問題であった。これは自然必然性や法則的結合といった様相概念によって解釈されてきているが、これら様相概念は原因／結果の概念と密接に関連しているゆえ、結局、原因の概念を問題とすればよい。

第2節 条件

〔素朴な疑問は、本章冒頭でヒュームが原因・結果の経験的な関係を、根拠・帰結の論理的な関係から区別したと言われ評価されているのに、以降因果概念が条件概念によって分析されるのはよいのか。結局、条件概念による分析では不十分だと言うからよいのか。〕

- ・ここでは「関数」の代わりに「条件」の概念によって原因概念を分析してみよう。
- ・ふつう必要条件と十分条件が区別される：
p が q の 十分条件 であるとは、p であるときにはいつも q である、ということである。
p が q の 必要条件 であるとは、q であるときにはいつも p である、ということである。
- ・「操作的」に別の言い方をすれば：(p の操作—産出ないし阻止—が可能なら)
p を産出することによって、p を 十分条件 とする全てのものを生じさせることができる。
p を阻止することによって、p を 必要条件 とする全てのものを生じさせないことができる。
- ・以下、十分条件と必要条件との間の、条件の 複合性 [分割可能性] と 複数性 [分割不可能性] に関する非対称性について：
- 複合的な十分条件 は、事象の連言である。p と q、それぞれだけでは r を生じさせるのに不十分だが、それらがいっしょに生じるなら、それによって r を生じさせられる場合。
- 複合的な必要条件 は、事象の選言である。r が生じるのに p は必要でないかもしれず、q も必要でないかもしれないが、少なくともどちらかは必要とされるような場合。
- ・ 選言的な十分条件 は、複数の十分条件へと分解できる。p または q が r の十分条件であるとき、p が r の十分条件であるか、または q が r の十分条件である。

- ・連言的な必要条件も、複数の必要条件へと分解できる。 p かつ q が r の必要条件であるとき、 p は r の必要条件であり、かつ q は r の必要条件である。
- ・条件の概念によってさまざまな因果的要因を区別できるのだが、条件概念が役に立つからといって、そこに問題がないわけではない。条件概念に関して二つの見解が対立している。
外延主義：条件概念を量化理論の中に位置づける見解。それによれば、条件関係の根本形式は「 $\forall x(Px \rightarrow Qx)$ 」という全称含意になる。
内包主義：条件概念を様相概念と捉える見解。それによれば、条件関係の根本形式は「 $N(p \rightarrow q)$ 」という厳密含意になる。
- ・量化概念は哲学的に比較的問題ないゆえ、条件概念に関する外延主義は内的な哲学的難問に巻き込まれず、その欠点は外的である。つまり、量化概念によって条件関係を十全に説明できているか疑わしい。他方、様相概念による説明によって十全な説明が可能であるかもしれないが、様相概念はそれ自身内的な哲学的難問を抱えている。
- ・この難問は、「法則」の概念につきまどっているものとほぼ同じである。それゆえ、条件概念によって因果概念を分析してもそこにある難問は解けぬが、しかしそれによって問題はクリアになる。

第3節 時間と因果関係

- ・「原因・結果の非対称性の問題」： p が q の原因であるなら、 q は p の結果であるわけだが、そのとき、 p が q の結果でもあり、よって q は p の原因でもあると言うのはおかしい。[それに対して、 p が q の十分条件であるとき、 q は p の必要条件なのである。よってそのような対称性をもった条件関係によっては、非対称的な因果関係は掬い取れない。]
- ・原因・結果の非対称性を、時間関係の非対称性に求める見解がある。それによれば、原因は結果に先立ち、逆ではないという点で、原因と結果は非対称的である。しかし原因と結果が同時に起こるような事例もあるのではないか。
- ・それに対し、「結果が原因に先行することはいえない」という[消極的な]見解はどうか。これなら原因と結果が同時であることも許される。しかしそれによって、原因と結果がつねに非対称であるという考えを捨てなくてはならなくなる。
- ・さらには、「遡及的因果関係」という結果が原因より先立つような事例もありうる。
- ・因果関係の非対称性は、時間関係だけによっては説明できないと思われる。

第4節 世界のモデル

- ・論理的に独立で・類的な (generic)・状態 (state of affairs) の集合について考えてみよう。
Ex. 太陽が照っている、ドアが開いている。
類的：そのような状態が、さまざまな機会に繰り返し起こりうるということ。「機会」は

空間的・時間的側面をもつが、ここでは時間的側面だけに注目することにする。）

論理的に独立：そのような状態が、他の状態との組合せにおいて成り立つことが論理的に可能であるということ。

- 状態が有限の数 n 個あるとすると、可能な組合せの数は 2^n 個である。組合せの一つ一つはそれぞれ一つの全状態 (total state) ないし可能世界を成す。
- 全状態の「要素」である一つ一つの状態を記述した文の連言は、状態記述(state-description)と呼ぶ。
- 状態の集合は、状態空間 (state-space) と呼ぶ。[全状態と状態空間との違い：状態空間からの組合せの一つが全状態である。]
- ここでは、世界の「存在論的な建築素材」は状態だけである。

[時制論理 (T)、その量化(\wedge)、そして様相論理(M)については割愛。ただし、次の疑問点を挙げておきたい。時制論理の第二公理 T_2 「 $(p \ T \ q) \ \& \ (p \ T \ r) \rightarrow (p \ T \ q \ \& \ r)$ 」はなぜその逆が公理に含まれていないのか。また、「とりわけ T_2 から明らかなように、この時制論理学は、時間を不連続な媒体をみなしており」とあるが、その意味するところは何か。]

- 以下、位相図を用いて図解する [解説は割愛]。
- これは系 (system) とも呼ばれるが、系を拡大するには二つの方法がある。
系の発展段階を増やすことによって、樹形図が (前に後ろに) 伸展し、枝分かれが増す。
元の状態空間に新たな要素を加えることによって、樹形図における結節点が分裂し、枝分かれが増す。

第5節 因果分析

- 「因果分析とは、系が与えられていて、その系の内部の条件関係を発見しようとするところである。」 (p. 70)
- ここでは原因 [すなわち樹形図において先行するもの] を問題とする。
- 樹形図において (a が b に先行するとして)、a が b の十分条件であるとは、a から枝分かれしてくる全てのものが、b であるということである。
- それに対して、a が b の必要条件であるとは、b が出てくる根の全てが、a であるということである。

- (a, b, c の順に時間的に後になっていくとして) b が c の必要条件でないにもかかわらず、a が c の必要条件であるということもありうる。(必要条件にはギャップがありうる。)
- それに対して、b が c の十分条件でないなら、a は c の十分条件ではありえない。(十分条件にはギャップがありえない。)

条件の相対性と、閉じた系について：

- ・ [註 27 の次のテーゼは重要である。] 「いかなる系も、より大きな系の部分とみなしうる。」
- ・ それゆえ、もっと大きな系で見たとき、十分条件や必要条件の関係が元と同じように成り立っているとは限らない。
- ・ ある条件関係が大きな系において成り立つなら、それはその部分となる小さな系においても成り立つ。だが逆は言えない。
- ・ b_1 から始まる系で、 b_1 は c_1 の必要条件であるが、 a から始まる系ではそうでないとする。だがそのとき、 a から始まる系においても相対的には b_1 は c_1 の必要条件であると言える。
-これはこういうことである。つまり、 a から始まる系が、 a から始まって b_1 へと実際に経過するなら、そのときにはたしかに b_1 は c_1 の必要条件である。[相対的とは条件づけられているということであり、ここでの条件とは、系の経過（進展・発展）に関するものである。] [ここではある条件関係が成立するための条件が述べられている（「…というその前件は、後件で述べられているような必要条件が成立するための十分条件である」(p. 68))。そうして、註 26 で述べられているように、高階の様相演算子の使用が必要になってくると思われる。]
- ・ ある条件関係が、系の部分においてだけでなく、全体において成り立つとき、その条件関係は「系の内部のいかなる発展によっても条件づけられていない」(p. 69)。ただやはり、その条件関係は、「その系には相対的」ではあるが。[なぜならいくらでも系は掘げられ、そうすれば、その条件関係はもはや成り立たないかもしれないからである。ある条件関係が、いわば「系の経過に相対的」であることと、「系に相対的」であることとを区別せよ。(註 28 でウリクトは系の「閉じている」という性質を、「ある系が現実化している場合の系の性質である」(p. 244) と述べるが、それと同じことが前者の相対性についても言える。経過とは系の現実化にほかならない。)]

第 6 節 因果的説明

- ・ 「因果的説明とは、類的な事象の個別的な生起が与えられているとき、その類的な事象（被説明項）が、ある条件関係を通じて他の事象と連関しているような、そういう系を探ることである。」(p. 70)
[因果分析では系が与えられていたのに対し、因果的説明では個別的な事象が与えられており、それに合った系が探される。]
- ・ 以下、因果的説明のさまざまな種類のうち、四つの原型を考察する。

(1) 「なぜ c が起こったのか」という問いに対して、「 c は、同じ要素的状态からなる b の後に生じ、そして b は c の十分条件である」と答えるとき、その説明に合った系は、 b の後に c だけが後続するような系である。

(2)次には単に「なぜ c が起こったのか」と問うだけでなく、「なぜ c' でなく c が起こったのか」と問う。まずこのように c と c' が対等な選択肢であるためには、系は、 b が c と c' の二股に枝分かれするようなものでなければならない (図 2)。

[さて、ここで問題になっているのは選択肢を一つに絞ること、すなわち c' を消すことである。そこで、 c' の可能性を消すような、別の要因 p に行き着くとする。これを b に加えることによって、 $b \& p$ は c であるための十分条件となる。ところで、 p の導入によって系は拡大している (状態空間に関する拡大)。

少し例で考えてみよう。なんであの男を振ったのかと訊かれる。振らなくてもよかったのにと。そこで女が「じつはあの男は貧乏だったのよ」と答えるとき、この新たに加えられた要因が p である。

この p も「原因」と呼ばれるが、しかしそれは十分条件である必要はなく [もしかしたら p だけで十分だった (貧乏というだけで振るに十分な理由だった) かもしれないが、そうである必要はない]、またそれは必要条件である必要もない [もしかしたら p はなければならなかった (貧乏でなかったら振ってなかった) かもしれないが、必ずしもそうとは限らない]。それゆえウリクトはこれを「偶然的十分条件」ないし「相対的十分条件」と呼ぶ。

〔「相対的」というのは、 p が b に相対的であることを言っているように思われる。 p は補足的なものだから。〕

(3) [以下は、もはや「なぜ c が起こったのか」という問いには関わらない。むしろ、「 c が起こるのに必要なのは何か」という問いが問題となる。] では逆に相対的な必要条件というものはないのか。それは、「 b に p が加わったときにのみ、 c が起こる」という説明において出てくる。(この説明も——「なぜ c が生じたのか」という問いに対する十分条件による説明だけでなく——因果的説明であることをウリクトは註 30 で強調している。)

(4) [(1)~(4)は対称的な構成をしている。つまり(1)が十分条件による単純な説明、(2)が相対的な十分条件による説明、(3)が相対的な必要条件による説明だったのだから、(4)は必要条件による単純な説明であるはずである。その通りなのだが、他方でウリクトは(4)に「準目的論的説明」という特別な名称を与えている。このことをどう解すべきか。私には、彼はここで必要条件による単純な説明のことは差し置いて、いわばその変種について語っているように思われる。というのも、(3)の所で「以下は、もはや「なぜ c が起こったのか」という問いには関わらない」と書いたが、これはウリクト自身「(3)や(4)のような説明は、いかにしてあることが可能になったかを明らかにする」と述べている——ここで彼は対称性を考慮しているように思われる——ことに基づく。にもかかわらず、彼は(4)の始まりで「なぜ c' でなく c が起こったのか」という問いを再び掲げている。ここに、(4)で実際に扱われているのが本来の(4)の変種であることと理由があると思われる。つまり、(4)で実際に扱われているもの、すなわち準目的論的説明とは、本来「いかに可能になったのか」とい

う問いに答えるはずのものが、「なぜそれは`必然的に`起こったのか」という問いに答えようとするものなのである。言い換えればそれは、以下に見るように、説明すべきものが必要条件によって説明されるのではなく——それは必要条件による単純な説明である——、説明すべきものそれ自身が（未来のもの）必要条件となることによって説明されることなのである。ここにその説明が仮にも「目的論的」と呼ばれる所以があると思われる。]

もし **c** を必要条件によって説明するなら、それより以前の **b** によって説明すべきだろうが、ウリクトは時間を未来に延長した上で **c** を **d** によって説明しようとする。よってここでは「**b** によって **c** は可能になる」というように **c** が説明されるのではない（それはそれで正当な、必要条件による単純な説明である）。むしろ、「**c** は **d** を可能にするために起こった」として、**c** が説明される。[「図 5 は図 4 と似ているが、二つを比べてみると、被説明項 **c** の位置が異なる。これは重要な相違である」とウリクトが述べる意図がこれで明らかになると思われる。]

- (1)(2)は「なぜ **c** が必然的か」を、(3)(4)は「いかにして **c** は可能か」を説明する〔上で述べたように(4)の準目的論的説明はそうはなっていない〕。
- (1)(2)は予測にも用いられる。
- (3)(4)は遡言 (retrodiction) に用いられる。つまり与えられた事象から、それに時間的に先立つ必要条件を推論する。(ただし、「**b** がないなら、**c** は起こらない」という間接的な仕方での予測は可能である。)
- 予測的説明が重要なのは実験科学において。遡言的説明が重要なのは宇宙進化論、地質学、生物進化論など、自然の歴史に関する研究において。
- 準目的論的説明は生物科学に特有である。(1)(2)が無機的自然の科学に特有であるのに対して。

第二章 因果性と因果的説明 第7～10節

担当：山田竹志

前書き

第2章の課題：法則的結合 (nomic connections) と偶発的斉一性 (accidental uniformities) の違いを説明すること、前者に含まれる自然必然性 (natural necessity) の概念を説明すること。また、法則的結合や自然必然性の概念が原因・結果の観念と密接に関連していることを示すこと (§1)。

これまでやったこと：条件 (§2, §3) や系 (§4) の概念を説明し、それらがどのように応用されるのかを、因果分析 (§5) や因果的説明 (§6) に対する説明として述べた。——ただし、条件概念は様相概念であり、法則的結合の概念と同様に説明を要するものである。ここまでは第2章の課題がどのような課題なのかをより詳細に述べただけであり、課題そのものの遂行は第7節以降に持ち越されている。

第7節 閉じた系

——系が閉じているとき、この閉じているという特徴は、自然の進み行きに対する干渉作用を通じて「系を始動させる」ことによって確立される。

問題

閉じた系 (closed system)：その系におけるいかなる段階の状態 (状態の性質) も、その系の外部に、先行する十分条件を持たない (§5, p. 69)。

系は次のような形の観察によって与えられる。「a という状態の生起が繰り返し認められ、また a の後にはつねに b が生じ、b の後には c_1 が生じることもあり、 c_2 が生じることもあり、…」 (p. 76)

問：発展の様々な可能性が観察によって分かるとしても、それらがほんとうに〈すべての可能性〉であることはいかにして知りうるのだろうか (p. 76)。ひとつの閉じた系を、それを取りまく外部環境から、いかにして「孤立 (isolate)」させることができるのだろうか？ (ibid.)。

*担当者注記：「閉じた系」を考察することの意義はあまり明確に説明されていないが、おそらくこういうことである。ある系のすべての発展可能性 (possibilities of development) が与えられれば、その系の内部の状態に対する真の十分条件ないし必要条件も与えられる。問題は、ある系のすべての発展可能性を捉えたという保証がいかにしてわれわれに与えられるかである。この保証がわれわれに与えられるためには、与えられた系が閉じているという保証がわれわれに与えられねばならない、というのが、ここで「閉じた系」を考察することの意義である。(ただし、ここでは条件概念の定義ではなく、条件概念の認識 (への

保証) が問題になっていることに注意。)

*担当者注記：閉じた系を考察する必要性は、例を考えれば直観的には明らかである。リウマチ患者にペニシリンを投与したらリウマチが治ったということが観察されたとする。このとき、ペニシリンの投与／不投与と、その後のリウマチの治癒／不治癒という状態が全体として系を構成し、この系においてペニシリンの投与はリウマチの治癒の十分条件となるように思われる。しかしこの観察だけでは「ペニシリンを投与すればリウマチは治癒する」という法則的言明は正当化されない。例えば、ペニシリンを投与した患者たちは皆温泉にも浸かっており、むしろ温泉に浸かったことがリウマチの治癒に関わっていたのかもしれない。これはつまり、系外部にリウマチの治癒の十分条件があったのかもしれない、ということである。このような場合、さらに温泉に浸かっていない患者にもペニシリンを投与したり、温泉に浸かった患者に対してペニシリン投与をせずに観察してリウマチが治癒するかどうかを見るなど、さらなる実験・観察が必要となる。(この例はもともと榊原英輔氏の出した例の改変である。)

回答

与えられた系 [の候補] の初期状態 a とその直前の状態 α に関して、(i) われわれが α を a に変化させなければ、 α は a に (自ずと) 変化したりしない、とわれわれは知っており、かつ (ii) α を a に変化させることは、われわれに為しうる物事である、とわれわれは知っている、とする (p. 77)。これらのことが確信できるとき、 α も α 以前に生じたいかなる状態も、 a が実現されるための十分条件ではありえない (p. 78)。

[\because α 以前に生じた状態 β が a の十分条件であると仮定する。 α から始まる樹形図の経路は、 β から始まる樹形図の経路の一部になっており、仮定により後者は必ず (α の段階以降に) a に行き着くので、 α から始まる樹形図の経路は必ず a に行き着く。すなわち α は a の十分条件となる。しかしこれは仮定 (i) に反する。]

α も α 以前に生じたいかなる状態も、系内部のある状態が実現されるための十分条件ではありえない、と言うためにはどうすればよいか。そのような外部の状態が十分条件となる状態 (の性質) p_1, \dots, p_n が系の内部にあったとすれば、系の初期状態 a もまた p_1, \dots, p_n の十分条件となる。そこで、(i) a が十分条件となるような状態 (の性質) p_1, \dots, p_n について、(ii) α を a に変化させることを差し控えたときにも p_1, \dots, p_n が生じるかどうかを観察する。もし生じなければ、 α ないし α 以前の状態は p_1, \dots, p_n の十分条件ではない (p. 79)。

α とは別の (かつ α に先行してもいない) 状態が a の十分条件になる可能性はある。また、 α ないし α 以前に生じた状態が a や系内部の状態の必要条件になる可能性もある (p. 80)。

[が、これらは本節の問題には関わらないので割愛。]

ポイント：「出来事の継起をもつばら「受動的」に観察せざるをえないという場合には、系の初期状態が実現した機会に、それに「責任のある」十分条件が過去には存在しないということ、確かめることはできないだろう。このことを確かめうるのは、「能動的」な干渉

という独特な手続き、すなわち、それによって始めて、ある状態が系の初期状態に変化するような手続きだけである」(p. 81；一部改訳)。

能動的な干渉を可能にする条件：「われわれが干渉しなかったら、その変化は生じなかつただろう」とわれわれが確信をもって主張しうるような変化が現に生じるということ、また「われわれが阻止 (prevent) しなかったなら、その変化は生じていただろう」とわれわれが確信をもって主張しうるような変化が現に阻止されるということ、このことこそ行為の本質的特徴である」(p. 77；一部改訳)。

*担当者注記：結局、与えられた系が閉じているという保証をわれわれが得るためには、われわれの行為によってその系の初期状態を生じさせたり生じさせなかったりすることが可能でなければならない、というのが結論。

第8節 基本行為

——行為と可能性。為すことと生ぜしめることの区別。基本行為

行為と因果性の関係今昔

原因と行為は語源的にはつながっている。ギリシャ語、ラテン語、フィンランド語の例 (p. 82f)。他方で、この結びつきを文字通りに受け取ると、自然過程の背後に見えざる「力」がひそんでいるという迷信につながる。これは科学が進歩するにつれ取り除かれてきた (p. 83)。

メインテーゼ：「何かを為すということ、および自然の過程に意図的に干渉するというところに訴えないならば、因果関係を理解することも、また法則的結合と自然の偶発的斉一性との区別を理解することもできない、このように私は主張したい」(p. 84)。

為すことと生ぜしめる [引き起こされた] ことの区別

われわれは何かを**為す (do)** ことによって、別の何かを**生ぜしめる [引き起こす] (bring about)**。例えば、われわれは窓を開けることによって、新鮮な空気を部屋に入れ、室温を下げ、室内の人物の心地が悪くなり、彼がくしゃみを始め、ついには…、といった事態を生ぜしめる [引き起こす]。このとき、われわれの**為した**こと (窓が開く) は、生ぜしめられた [引き起こされた] 事態 (新鮮な空気を部屋に入れ、等々) の原因であり、行為の**成果 (result)** と呼ばれる。生ぜしめられた [引き起こされた] 事態はわれわれの行為の結果であり、行為の**帰結 (consequence)** と呼ばれる (p. 84)。

*担当者注記：邦訳では"bring about"を「生ぜしめる」と訳し、"make things happen"を「引き起こす」と訳しているが、むしろこの訳語は逆にした方が、例えば「われわれは、窓の開いていることをも、「引き起こした」のではないだろうか。しかし、「窓の開いていることを、引き起こした」という言い方は、ふつうは、他の何かを為すことによって、[…]窓の開放を達成したということ暗に意味している」(p. 85；「生ぜしめる」を「引き起こす」に変更)といった文章がより自然に読める。そして、「make things happen」に対し、「do」と「bring about」という「二つの概念よりも自然に、成果と帰結のいずれに対して

も、両義的に用いられる」(第2章註38)という注釈があるが、これは日本語では「引き起こす」よりは「生ぜしめる」の方に当てはまると思われる。このレジюмеでは「bring about」を「生ぜしめる [引き起こす]」と書く。

[為すことと生ぜしめる [引き起こす] ことの区別の相対性と、「為す」の根源性。]「窓を開けることによって、部屋の換気を生ぜしめる」と言う場合、窓が開くことは行為の成果であるが、「取っ手を回すことによって、窓を開ける」と言う場合、窓が開くことは行為の帰結であり、行為の成果は取っ手を回すことである (p. 86f)。

しかし、「窓の開いていることを、生ぜしめた [引き起こした]」という言い方は、ふつうは、他の何かを為すことによって、たとえば、ボタンを押してバネを外すといったことによって、窓の開放を達成した、ということ暗に意味している (p. 85)。

成果は行為の本質的な「部分」であり、行為それ自体が行為成果の原因である [行為成果が行為そのものの結果である] という考えはひどい誤りである (p. 86)。[行為概念は因果概念を前提していないという主張を支える論点。]

[基本行為の概念。] 行為の成果と帰結との連鎖を辿っていくと、最後にはかならず、私の為すことに行き着く。それも、他の何かを為すことによってではなく、無条件に (simpliciter) 私の為すことによる (p. 87)。

「他の何かを為すことによって遂行される」と言うことが正しくなくなってしまうような行為 (Actions of which it would not be true to say that they are performed by doing something else) を、**基本行為** (basic action) と呼ぶ (ibid. ; 一部改訳)。

「個別的な行為が基本行為であるか否かということは、個別的な遂行機会において、いかにしてそれが遂行されるか (直接的に遂行されるのか、それとも、他の何かを為すことによって遂行されるのか) ということにかかっている。私の理解するかぎりでは、直接的に遂行可能で、しかも、その行為成果を、他の何かを為すことによって生ぜしめることができないような行為など、存在しない」(Ch. 3, note 38)。[この点でダントーが批判されている。]

*担当者注記：ここで基本行為の概念が導入されるが、第10節に到るまで基本行為の概念は用いられないことに注意。すなわち、基本行為の概念は、因果や法則的結合の概念そのものの説明には用いられていない。

諸注意

成果および帰結は、変化ないし変化し終わった状態である。本書では後者を選んでおく。行為の成果であるような状態は、唯一の行為遂行に対応しているのではない。窓が開いているという状態は、窓を開ける行為の成果でもありうるが、窓が閉じるのを阻止する行為の成果でもありうるし、窓を開いたままにしておくという「消極的」な行為の成果でもありうる (p. 86)。

行為が他の行為の成果であると言えるかどうか(「行為を為す」と言えるかどうか)は疑わしい。他方、「行為を生ぜしめる」という言い方は理に適っているが、行為と行為のこのよ

うな結びつきは法則的・因果的結合ではなく、動機付けのメカニズムである (p. 88)。

行為概念と系概念の関係

成果と帰結の間には何らかの(相対的)条件的関係が成立している (p. 84)。

「行為を遂行するということは、系を始動させるということ」であり、「行為の成果は、初期状態である」。また、われわれが「あることを為すことによって他のあることを生ぜしめる」ときには常に、少なくとも二つ以上の段階を経過し、しかもその系の内部に十分条件の関係を識別できるような、系の存在を前提している (p. 87)。

他方で、一つの系を同定し孤立させることは、「[われわれに] 為しうることがある」という観念に基づいている (p. 87)。

*担当者注記：ある一連の出来事を行為(の成果)とその帰結として見るとは、それらが行為成果を初期状態とする閉じた系を形成すると考えることだ、というのがこの趣旨である。これは一見すると、行為の成果と帰結の区別を、系の概念を用いて定義し直しているように見える。しかしウリクトはむしろ、この関係を手がかりにして、実は両者は一致すると論じようとしている。そして上述の見かけとは逆に、系の概念を可能な行為の成果と帰結として定義する。

第9節 行為と因果関係

——実験論的因果概念。原因要因と結果要因の区別は、為された物事と行為を通じて生ぜしめられた物事との区別に依拠する。行為を論理的に可能にする事実的条件は、自然において法則的結合と偶発的斉一性を区別するための基礎も与える。

実験論的因果概念とその擁護

提案：「p を為すことによって q を生ぜしめえたであろう、あるいは、p を抑止 (suppress) することによって q を除去 (remove) ないし阻止しえたであろう、このようなとき、かつそのときにのみ、p は q の原因であり、q は p の結果である」(p. 89；仮定法が抜けていたので改訳)。

なお、p を為すことによって q を生ぜしめえたと言えるとき、p は q の(相対的)十分条件である。また、p を抑止することによって q を除去しえたと言えるとき、p は q の(相対的)必要条件である (ibid.)。[原因 - 結果の関係は必要条件である場合もあるし、十分条件である場合もあることに注意。]

批判(1)：ヴェスヴィオス火山の噴火は、ポンペイの都市を破壊した原因である。しかし、人間は自らの行為によって、火山を爆発させることはできないだろう。——「火山の爆発も都市の破壊も、きわめて複雑な出来事であり、いずれの出来事においても、多数の出来事ないしその局面、およびそれらの因果的結合を見分けることができる。[...] こうしたすべての因果的結合は、経験によってわれわれに周知のものであり、こうした因果的結合における原因要因は、操作可能性 (manipulability) という要件を満たしている代表的な例である」(p. 90)。[すなわち、このような「大規模な」出来事同士の因果関係は、より「小規

模な」出来事同士の因果関係の組み合わせによって説明される。実際の説明は、「小規模な」因果関係から法則が導かれ、法則を組み合わせることで「大規模な」因果関係を説明する系が構成される、という形を取る？]

批判 (2) : 因果性が行為に依存するのではなく、操作可能性の基盤が因果性にあると言うべきではないか。「p には一定不変に q が伴う」ということが真だから、「p が為されるなら q もまた存在する」ということも成り立つのではないか (p. 91)。——しかし、[このように主張できるためには「p には一定不変に q が伴う」が法則的性格を持つ必要がある]。

もしこの斉一性が法則的な性格をもつということが、「p がひとりでに生じない状況において p を為す」という仕方でテストしえない (p がわれわれの為しうるものでない、といった理由で) なら、「p と q との斉一性に関する一般命題の真理が、たんに偶発的なものであるのか、それとも自然必然性を表しているのかを決定する手がかりは、まったく存在しないことになる」(cf. p. 91)。

p と q の相伴が法則的な性格を持つという仮定は、「p がじっさいには存在しなかった場合でも、もしそのとき p が存在していたなら、q が続いて生じたであろう」という反事実的仮定を含んでおり (p. 91)、これは「p がひとりでに生じない状況において、p を産出し、そこで q が存在するかどうかを見る」というテストをすることによって支持される (cf. p. 92)。

[結局、先ほどの主張において「p には一定不変に q が伴う」という主張は「p が為されるならば q もまた存在する」以上のことを言っていないことになるので、先ほどの主張は] 論点先取を犯している (p. 91)。

*担当者注記：この批判 (2) への反論が本章で最も重要な議論であると思われる。(ii) は「p と q の法則的結合は実験によって確かめることは可能」、(i) は「実験によって確かめられないような法則的結合など理解できない」と主張し、両方を合わせて「p と q の間に法則的結合があるということは、その相伴を実験的に確かめうるということに他ならない」という、法則的結合 (条件関係) の成立に対する検証主義的見解を擁護している。これによって、第 7 節に述べられていた条件関係の認識の条件が、条件関係そのものの特徴づけとして使えることになる。(この議論の趣旨は、ダメットのいわゆる表出論証 (manifestation argument) による真理条件的意味理論批判と近い。ダメットはより一般に、われわれの認識の一切を越えたところで成立したりしなかったりするような真理条件など、理解できない、と論じている。)

法則的結合・条件概念の行為論的説明

p と q の間の因果的結合が立証 [確立] (establish) されるのは、一方の要因を操作することにより、他方の要因が存在する、あるいは存在しない、ということを生ぜしめる [引き起こす] ことがわれわれにできる、という確信が得られている (we have satisfied ourselves) ときである。われわれがこのような確信を得るのは実験によってである (p. 93)。

*担当者注記：ここでは、p を為すことで q を引き起こすという行為の可能性として、法則的結合・条件関係の成立を特徴づけていると見ることができる。ただし、条件関係そのも

のは因果関係とは違い、対称的な関係（ p が q の十分条件 iff q が p の必要条件）であるのに対し、ここで特徴づけられている「因果的結合」は非対称の関係である。おそらく「 p が q の十分条件」と「 q が p の必要条件」という二つの条件関係が成立する際には、どちらか一方だけが実験的確認の可能な、因果的結合を表す「より基本的な」条件関係だ、と考えられているのだろう。

因果法則ないし法則的結合の決定的実証が可能だ、ということは主張しない。ただ、因果法則ないし法則的結合は、幸運な観察を繰り返すだけでは確認しえず、法則をテストにかけるということが必要だ、という点が重要である (p. 93f)。

法則の立証に成功するということは、すでにやり方の分かっている物事を為すことで他の物事を為す、という術を習得するということである (p. 94)。[「為す」能力の拡大としての法則立証。]

[法則の立証に失敗した場合、つまり] 仮定された結合が個々の場合にあってはまらないときでも、その法則を破棄する必要はなく、たまたまそうなったのは状況のせいだとすることもできる（その結合は「ふつうの状況 (normal condition)」に限って成り立つ、とか、「反作用的原因 (counteracting cause)」を仮定するなど）。つまり、〈原理的には法則の真理性をわれわれの管理下におくことができる〉。これが規約主義の基盤となる (cf. p. 94f)。因果関係の客観的成立とテスト可能性：われわれが p や q に干渉しえないときでも、 p と q の間に因果的な結合が存在する、と仮定することができる。つまり、「もしわれわれが p を産出しえたならば、 p の産出によって q を生ぜしめえたであろう」と仮定するわけである。しかしこの仮定がテストされるとしたら実験によってのみである (p. 93)。

因果関係は、人間が永遠に近づき得ないような時空領域においても働いている。しかし、出来事間の関係を因果的な関係とみなすことは、出来事間の関係を、(可能的) 行為の観点において捉える (think of it under the aspect of (possible) action) ということである。「 p が q の原因であるということは、「私が p を為しえたなら、 q を生ぜしめえたであろう」ということを意味している」 (p. 95)。

第 10 節 因果関係の非対称性

——因果関係の非対称性の問題。遡及的因果の可能性再考。基本行為を遂行することにより、行為者はそれに先行する出来事を自分の神経系の内に生ぜしめうる、という示唆。決定論は形而上学的錯覚であり、規則的連鎖を観察するだけで法則的結合を立証するのに十分だという考える傾向によって育まれている。

連結されたボタンの事例

二つのボタンが連結されており、左のボタンを押せば右のボタンも沈み、右のボタンを押せば、左のボタンも沈むようになっている。指を離せばボタンは元に戻る。左のボタンの沈下を p 、右のボタンの沈下を q とすると、 p を為すことによって q を生ぜしめ、 q を為すことによって p を生ぜしめるという事例になる (p. 96)。

このとき、 p が q の原因であり、かつ、 q が p の原因である、と言うことは正しいように思われる。しかし因果関係が対称的だということにはならない。 p を為すことによって q を生ぜしめる場合には、 p が原因であり、 q は原因ではない (p. 96f)。

この事例において、 p や q が生じる際には、両者が同時に生起するようになっているので、 p が q の原因になることと q が p の原因になることを区別するために時間を利用することはできない。 p が q の原因である場合と q が p の原因である場合を区別するには、「為す」ことと「生ぜしめる」ことの区別に訴えるしかない (p. 97)。

「一方のボタンに（誰が落としたわけでもない）石が当たることによって、両方のボタンが沈下した」とか「指で一方のボタンに圧力を加えることにより、両方のボタンを沈下させた」と言う場合、[一方のボタンの沈下が他方のボタンの沈下の原因であるとは言えないように思われる]。こうした例では、(一つの) ボタンを押すことを基本行為としていないので、 p と q のどちらが原因であるとも言えない。——二つの同時的な出来事に原因と結果の区別を適用するには、二つの内の一方のみがある基本行為の成果である、というふうになっていなければならないように思われる (p. 97f)。

*担当者注記：下線を引いた主張が一応ここでの論点だと思われるが、例とかみあっているようには見えないし、「本当の同時的因果関係の実例などないのではないか」という別の論点も同じ箇所でも述べられているので、いま一つすっきりしない。なお、第 2 章の中で基本行為という概念が用いられるのはこの第 10 節のみである。

遡及的因果関係の例としての基本行為と、関連する話題

ある神経的出来事 N が、「腕を上げる」という基本行為の成果（腕が上がること）の必要条件ないし十分条件であるとする。この神経的出来事 N は腕が上がることの直前に生じる。しかし、私は「腕を上げる」という基本行為を為すことで、その神経的出来事 N を生ぜしめることができる。これは現在から過去に作用する因果関係である (pp. 98-100)。

N を生ぜしめたのは腕を上げようという決意 (decision) であり、これは N の生起に先行しているから、過去に作用する因果関係などここにはない、と主張できるだろうか？ 否。私が腕を上げることを決意したとしても、その決意を実行しない [実際に腕を上げない] なら N は生じないだろう (p. 100)。

神経的出来事 N の最終状態を p 、基本行為の成果（腕が上がっている状態）を q とおく。いま神経生理学者が脳のある中枢に刺激を与えて、 p の出現を阻止したり産出したりしているとする。このとき、二つの閉じた系が存在することになる。(i) ある人が腕を上げることによって始動させる系。 q を初期状態とし、 p がその内に属す。[時間関係と、系内部での後続関係（因果的後続関係）が逆転していることに注意。] (ii) 神経生理学者が始動させる系。 p (ないし $\neg p$) を初期状態とし、 q (ないし $\neg q$) を含む。

このとき、被験者が随意に腕を上げたままにして p を生じさせ続けたなら、実験状況は破壊され、(第二の閉じた系は成立しない)。また神経生理学者が頻繁に干渉して、行為者が「自分が腕を上げなければ腕は下がったままだ」と確信できないようになってしまったら、

〈第一の閉じた系は成立しない〉 (pp. 100-103)。

行為者が腕を上げることによって系を始動させるとき、先行状態は「行為者が干渉しなければ $\neg q$ から q に変化しない」ようなものであると彼は確信している。ではこの $\neg q$ と p は (どちらも時間的に q に先行しているが) どう関係しているのだろうか。

[これに関しては三つの可能性が考察されているが、「最もふつうの状況」だけ見る。] 世界の「巨視的記述」においては、行為の初期状態と最終状態という二つの状態しか記述されないときでも、詳細な記述においてはたいていその二つの状態の間に、中間的な状態記述を挿入することができる。そこで、 p が $\neg q$ よりも後、 q よりも前に出現する、という場合が考えられる (pp. 103-104)。

形而上学的錯覚としての決定論

人間が決意し、意図し、あるいは欲して、さまざまな物事を為しうるということが、経験的な事実であるかぎり、人間は行為者として自由である (p. 105)。

何かを為すという観念によってはじめて、原因・結果という観念が理解できるようになる、という意味においては、「因果関係は自由を前提する」という主張は正しい (p. 105f)。

因果関係が自由にとって脅威になることはありうる (p. 106)。行為者が行為できなくなるのは因果関係の作用による。これはある系の初期状態が別の閉じた系の後続状態となる場合である (p. 105 ; 大幅に再構成)。

形而上学的決定論は、完全に受動的な状態に置かれた人が、規則的連鎖を観察するだけで、出来事の因果的結合を検知 (register) でき、それを過去・未来に外挿できるという考えに基づくとと言える。しかし因果関係は閉じた系という歴史の断片に相対的なものであり、その発見は受動的観察だけでなく系の始動という能動的側面を持つことを見逃している (p. 106)。

第三章 志向性と目的論的説明 第1～8節

担当：内藤麻央

*訳書からの引用は頁数のみを本文中に示す。[] は担当者による補足説明ないし解釈。脚注は担当者が思いついた疑問点。

第1節 因果論と目的論

因果論（因果的説明）と目的論（目的論的説明）とは伝統的に対照をなしている。

因果的説明：ふつう過去の方を指し示している〔説明項が被説明項より過去の事象〕。

説明文の形式は「このことが起こったのは、あのことが生じたからである(because)。

原因要因と結果要因との間に法則的結合が仮定されており、因果的説明の妥当性はこの法則的結合に依拠している。

目的論的説明：未来の方を指し示している〔説明項が被説明項より未来の事象〕。

説明文の形式は「このことが起こったのは、あのことが生じるためである(in order)」

因果的説明と同様に法則的結合が仮定されているが、複雑であやふや。

そして「真正の」目的論的説明の場合、因果的説明とは異なり、その妥当性は法則的結合の妥当性に依拠しない。

とはいえ、上の二種類の説明文の形式（「から」と「ため」を用いた二つの文形式）は、因果的説明と目的論的説明とに一一対一で対応しているわけではない〔「から」becauseを用いた説明がイコールで因果的説明であるのではない〕。目的論の用語（「ため」）で表現されているが、目的論的説明ではない説明（準目的論的説明）があるし、「から」という文形式の説明であっても因果的説明ではない説明（準因果的説明）がある。

準目的論的説明：「目的論の用語で表現されているにもかかわらず、法則的結合の正しさにもとづいて妥当となるような説明」(p. 109)。

例) 「呼吸運動が速くなるのは、血液の化学的成分の均衡状態を保つためである」。

この種の説明は、たいてい「なぜあることが必然的に起こったのか」という問いではなく、「いかにしてあることが可能であるのか」という問いに答える。

生物学や自然史で用いられている機能的説明はその典型例。

準因果的説明：「その妥当性が法則的結合の妥当性に依拠していない」(pp. 109-110)ような説明。

例)「民衆が蜂起したのは、政治が腐敗し圧政的になったからである」。
行動科学や社会科学において重要であり、それらに特有。

説明の妥当性が法則的結合に依拠しているか否かによって、因果的説明ないし準目的論的説明と目的論的説明ないし準因果的説明とは「概念的に」区別される。

第2節 行為の構造

典型的な目的論的説明の被説明項は「行動」(behavior)であるが、この語は多義的。
真正の目的論的説明をなしうるような行動：「行為の性格をもつ(action-like)行動」。
[つまり目的論的説明についての考察は「行動」ではなく「行為」の概念を中心にして進められる。ウリクトが「行動」という言葉を用いるときには、「行為の外表面」(身体運動)を指すことが多いように思われる。]

「行為」は内面と外面という二面的な構造をもつ。

行為(action)

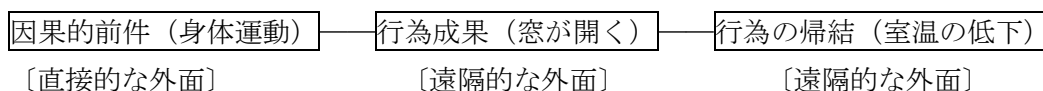
- ①内面：行為の志向性。行為の外表面の『背後』にある意図ないし意志のこと。
- ②外面：(1)直接的な外面：筋肉活動。例)手を回したり腕を挙げたりすること。
(2)遠隔的な外面：筋肉活動の因果的結果として生じる出来事。例)取手の回転や窓が開くこと。

とはいえ、「作用」(ないし活動)や「行為」と呼ばれているものがすべて内面と外面の両方をもっているわけではない。例)外面を欠いた作用である「心的作用」、志向性を欠いた行為である「反射作用」。

ここでは、内面と外面の両方をそなえた行動(すなわち行為の性格をもつ行動)に限って論じられる。

[行為の外表面は複数の位相(部分)を持ち、以下のように「行為の成果」と「行為の帰結」、「因果的前件」に区別される。]

「窓を開けるという行為」の3つの外面の位相



行為の外表面の位相①「行為成果」: 行為と内的に(概念的ないし論理的に)結びついている、行為の外表面の位相。

・行為は、多くの場合、遂行という性格を有しており、行為が遂行された場合には行為の外存在する。行為の外存在しなければ、行為は遂行されなかったとみなされる。窓を開けるという行為においては、「行為成果」は窓が開くという出来事であり、窓が開かなかった場合にその行為を「窓を開ける」と記述するのは論理的に誤り。

- ・行為者の意図対象。
- ・例) 窓が開くこと。

行為の外存在の位相②-1 「行為の帰結」: 行為と内的に結びついていない、行為の外存在の位相。

・行為成果との関係によって「因果的前件」か「行為成果の結果」となる。窓を開けるという行為において、「窓が開くことが」行為成果であるなら、「因果的前件」は身体運動であり、「行為の結果」は室温の低下である。

- ・行為成果（行為者の意図対象）より後の位相。
- ・例) 室温の低下。

行為の外存在の位相②-2 「因果的前件」: 行為と内的に結びついていない、行為の外存在の位相。

- ・行為成果（行為者の意図対象）より前の位相。
- ・例) 身体運動。

「意図的に行為すること」

・複数の行為の外存在の位相（部分）の統一が成り立つのは〔すなわち、特定の身体運動、窓が開くこと、室温の低下などが、「窓を開ける」という一つの行為の外存在の諸部分として統一されるのは〕、行為の外存在が因果的に結合しているからではなく、行為者がそれらを「意図的に為した」からである。

「ある行為を意図すること」

・ふつう、複数の位相のうちの一つが行為者の意図対象として選び出される。「意図対象は、行為者が為そうと意図する物事である。これが、彼の行為の成果である」(p. 115)

「意図的に行為すること」と「ある行為を意図すること」とは異なる。

→私が意図的に為しているすべてのことを私が意図しているとはいえない。たとえば、歯をみがくときの手の運動は意図的であるが、その際歯磨きをする人は手を運動させようと意図しているのではなく、歯をみがこうと意図している。意図対象がないような行為は目的論的に説明することはできない。「行動を目的論的に説明するという事は、その行動の意図対象を正確に指摘することであるといえよう」(p. 115)

不作為：行為の受動的な面。意図的な受動性（たんなる受動性やたんに行為しないこととは異なる）。「物事を産出することではなく、物事が生じるのを阻止することでもなく、物事が変化するにまかせる、あるいは変化しないままにしておくということ」（p. 116）

不作為は行為と同じく説明を要求しうるし、また目的論や目標指向を特徴としうる。

〔ウリクトはここで「不作為」について詳論しないが、「従来のように、変化を産出する行為だけに議論を集中すると、一面的になるおそれがある」（p. 117）ということを描している〕

第3節 意図と原因

前節での行為の内面と外面との区別においては内面の本性について（心的状態なのか体験なのかといったことについて）何も予断されていない。

ウリクトは行為の内面が何であるのかという難問はできるだけ避けて通ろうとするが、行為の内面についての難問は、行為の内面と外面の連関の問題を考えると現われざるをえないという。〔それ（行為の①内面と②外面との関係）が本章の主要な問題である〕

問題：「行為の①内面と②外面とはどのような関係にあるのか？」

この問題についての二つの立場

因果論：①意志は②行動（身体運動、筋肉活動）の原因である。

①意図と②行動とはヒューム的な因果関係。

→つまり①と②は論理的に独立である。

志向論：①意志は②行動のヒューム的な原因ではない。

①意図と②行動とは論理的関係。

→つまり①と②は論理的に独立ではない。

〔ウリクトは志向論の立場〕

「ヒューム的な因果関係」：「〔原因と結果という〕二つの項が論理的に独立である、という要件を満たしている因果関係」（p. 120）。

ヒューム以降なされるようになった〈原因・結果の関係〉と〈根拠・帰結の関係〉との区別の要点は、「原因と結果が論理的に独立である」（p. 119）ということ因果関係の際立った特徴として強調すること。

「論理的結合の論証」：①意図ないし意志が②行動のヒューム的な原因ではありえないことを

示す、志向論の側の論証。

この論証の本質は、「何かをしようとする意図ないし意志を規定するためには、意図対象、つまり意図されあるいは意志された行為成果、したがって行為の外面に、言及せざるをえない」(p. 121)ということである。たとえば、①ベルを鳴らそうとする意志を規定するためには、②ベルが鳴るという行為成果(行為の外面)に言及せざるをえないということ。

また、この論証は①意志とヒューム的原因との相違を指摘している。すなわち、意志は原因と異なり、結果とみなされるものに言及することなしには規定不可能である。たとえば、ヒューム的因果関係にある火花と爆発とは(論理的に独立であり)、それぞれがそれぞれの本性にもとづいて規定可能である。つまり火花はそれが爆発を引き起こすかどうかに関わらず規定可能である。しかし①ベルを鳴らそうとする意志は、②実際にベルが鳴るということ(行為成果)がなければそのような意志として規定することは不可能である。とはいえ、この指摘だけでは行為がヒューム的原因たりえないという論証としては不十分である。なぜなら、①意志の特徴付け(規定)は、②意志対象の本性に論理的に依拠するとしても、そのことは、①意志が、②対象の実現とは論理的に独立に生起するということと矛盾しないから。

→ [要するに、ウリクトによれば、従来の「論理的結合の論証」は基本的には正しいが十分ではない]

ウリクトは実証という観点から「論理的結合の論証」をおこなう。

それは以下の二つの問いのうち一方に答えることなしに他方に答えることができないということを示すことによって、意図ないし意志がヒューム的原因ではありえないことを示す論証である。

二つの問いとは、

- ①「ある行為において、行為者が、ある意図をもっているかどうか、つまり何かを意志しているかどうかを、いかにして確定(実証)しうるのだろうか」という問いと、
- ②「ある行動が、行為者の意図ないし意志を原因とすると思われるような行動であるかどうかを、いかにして明らかにしうるのだろうか」という問い。

第4節 実践的推論

実践的推論の図式(PI)

大前提：Aは、pを生ぜしめようと意図する。

小前提：Aは、aを為さなければ、pを生ぜしめることができないと考える。

結論：それゆえ、Aはaにとりかかる。

〔ここでやや唐突に PI の図式が提示され、話の流れ（前節の終わりで提起された問題とのつながり）が見えにくい、上で提起された①第一の問いは PI の前提部の実証に、②第二の問いは PI の結論部の実証に対応している。ウリクト流の「論理的結合の論証」は、両者の実証は単独には不可能であり相互に依存しているということを示すことによって、①行為の「内面」と②行為の「外面」とが論理的に独立なものではない——すなわち①意志は②行動のヒューム的原因ではない——ということを示すという論証になっている。〕

・「実践的推論の図式は、目的論的説明の図式の『逆立ち』したものである」(p. 124)。実践的推論の出発点は「誰かが何かを意図する」(PI の大前提)ということであるが、目的論的説明の出発点は「誰かが何かを為す」(PI の結論)ということである。〔つまり図式の命題の順序が逆になっている。〕

問題：実践的推論の妥当性は論理的なのか因果的なのか？

〔「行為の①内面と②外面とは因果的關係なのか論理的關係なのか」という前節での問題が、「実践的推論の妥当性（①前提と②結論との結びつき）が因果的なのか論理的なのか」という仕方で問い直されている。〕

因果論：因果的。因果論者からすれば、「実践的推論（それゆえ目的論的説明）は、カバー法則モデルに合致する演繹的法則論的説明の、偽装した形式にすぎない」(p. 126)

志向論者：論理的。

第 5 節 予備的考察

上の問題に取り組むまえの予備的考察：実践的推論(PI)の形式と内容に関する 3 つの問題点の解決

第一の問題点：「実践的推論と目的論的説明との関係について」の問題

〔前節で実践的推論と目的論的説明とは「逆」の関係にあるということが述べられたが、これは本当に正しいのかという問題。〕

実践的推論と目的論的推論が逆順で対応していないように思われる例（仮定）が挙げられるが、結論的には「目的論的説明がほんとうにうまく説明できている点や、説明しきれていない点を、考慮に入れておいたら、実践的推論と目的論的説明とが、『逆』の関係にあるということは、正しいように思われる」(p. 128)とされる。

第二の問題点：実践的推論が妥当ではない（前提から結論が結論しない）ように見える例（仮定）が挙げられる。

それは次のような仮定である。

「Aは、aを為すことがpを生ぜしめるために、必要だと考えている」
ところが「Aはaを為しえないと思っており、あるいはそのことを知っている」
この場合結論「Aはaにとりかかる」は帰結しない。

[PIの前提に加えて「Aはaを為しえないと確信している」という仮定を加えると、結論「Aはaを為す」は帰結しなくなる]。したがって、「最初の推論形式(PD)が妥当であるためには、行為者は、彼の意図を成就するために必要な物事を自分が為しうらと思っているということ、このことが仮定されていなければならない」(p. 130)。

第三の問題点：第二の問題点と同様に、実践的推論が妥当ではないように見える例（仮定）が挙げられる。それは次のような仮定である。

大前提「Aは、pを生ぜしめようと意図する」

小前提「Aは、aを為すことが、そのための必要条件であるけれども、十分条件ではないと考えている」

さらに、「Aは、pを生ぜしめるための十分条件が何であるかを知っていない」か、あるいは「Aは、それを知っていると思っており、だがその十分条件を実現しえないと思っている」場合という仮定が加わる。

この場合、結論「Aはaにとりかかる」は帰結しない。

しかし、この仮定は論理的に整合的ではない。すなわち、大前提「Aは、pを生ぜしめようと意図する」と、付け加えられた仮定「Aはpを生ぜしめる方法を知らないと思っている」とは論理的に両立しえない。なぜなら「何かを意図する」とは、その何かを自分で為しうらと思っている場合に限って言うことができるからであり、「pを生ぜしめる方法を知らない」場合に「pを生ぜしめようと意図する」ということはできないから。

したがって、「実践的推論の大前提では、行為者が、意図対象を生ぜしめる方法を知っていると思っているということ、このことが、暗黙のうちに含意されている」(p. 133)ということになる。その意味で、「意図は、認識の要素を含んでいる」(p. 133)。

第6節 推論図式の補充

ウリクトはこの節で、「時間」と「阻止的要因」を顧慮して、実践的推論の図式(PI)を補充

する。〔当初の推論図式(PI)に様々な文言が付け加えられる。〕

推論図式(PD)の最終的な定式

大前提：Aは、pを時刻tに(1)生ぜしめようと、いまから(2)意図する。

小前提：Aは、時刻tまでにaを為さなければ、pを時刻tに生ぜしめることができないと、いまから考える。

結論：それゆえ、Aは時刻tになったと思う(3)ときまでに、もしその時刻を忘れず(4)、あるいは阻止されなければ(5)、aにとりかかる。

(1)「時刻tに」：時間を顧慮して付け加えられる。「いま」ではなく「時刻tに」なのは、意図対象はしばしば「今」ではなく未来に存在するから。

(2)「いまから」：時間を顧慮して付け加えられる。「いま」ではなく「いまから」(すなわち「現時点から時刻tまでの時間」)なのは、時刻tやtまでの間にAが計画(意図)を変更するとか忘れるといった不測の事態が起こるかもしれない、推論図式の妥当性(前提から結論が帰結すること)を担保するためには、Aはaを為す時刻tまで「意図している」としななければならない。すなわち「現時点から時刻tまでの時間意図する」=「いまから意図する」としなければならない。

(3)「思う」：Aは客観的な時刻tにaにとりかかるとは限らない。すなわちAが時刻tだと気づかなかったり、誤って時刻tだと思うかもしれない。したがって「Aが時刻tだと思うときに」としななければならない。〔「思う」を付け加えないと、客観的な時刻tにAがaにとりかかるということが含意されてしまう〕

(4)「Aが時刻tを忘れないならば」：Aが時間を忘れてしまうと「Aが時刻tだと思う瞬間」はけっしてやってこないかもしれない、結論が帰結しなくなるから。

(5)「阻止されなければ」：「阻止的要因」を顧慮して付け加えられる。Aが足を挫いたり、投獄されるという「阻止的要因」(外界の出来事)によって行動を阻止された場合には、結論「aにとりかかる」ことは不可能になるので。

第7節 実証

本節でやっと、先に提起された問題(実践的推論の妥当性は論理的なのか因果的なのか? という問題)の考察がなされる。

この問題は、実践的推論における前提と結論との結びつきが因果的(経験的)か論理的(概念的)かを問うているが、前提や結論それ自体は、偶然的な命題であり、論理的にはなく経験的に真偽が決まるものである。すなわち実証ないし反証可能なものである。

以下で実証の問題が取り扱われるが、その問題が解決されることによって、先の問題に関しても解答がもたらされる。〔結論を先取りして言えば、前提や結論は、それぞれ一方を実

証するためには他方を実証する必要があり、両者の実証が相互に依存的しているということが示される。]

本節では実践的推論の結論の実証について考察される。

実践的推論の結論は「Aは時刻 t になったと思うときまでに、もしその時刻を忘れず、あるいは阻止されなければ、 a にとりかかる」であった〔しかし、ここで重要なのは前節で補足された部分ではなく、「 a にとりかかる」(a を為す) という点である〕。

A が実際に a にとりかかった (a を為した) のであれば、A の行為の成果が実現したこと(例えば窓が開くこと)や A の筋肉運動(たとえば A の腕が動くこと)は観察可能であり、容易に実証可能である。しかしそれは「A が a を為した」ということ (PI の結論) の実証としては不十分である。なぜなら、「A が a を為した」ということは A にとって a が「意図的」であった(何かの間違いや偶然や意に反してではなく為した)ということの意味するが、行為成果や筋肉運動などだけを見てもそれらが「意図的」かどうかは実証できないからである。また、A は a を為したが失敗し a を成し遂げられなかったという場合が多くあるが、A が a を為したのであれば A の行動は「意図的」なのであり、それは a が成し遂げられたかどうか(行為の外側や結果)ということからは独立である。つまり、「行動の外側および(ないし)その因果的結果を実証するだけでは、『A は a にとりかかった』ということを実証するには、不十分である」(p. 141)。したがって「実証という苦しい仕事は、実践的推論の結論から、その前提に移されることになる」(p. 142)。

[→要するに、実践的推論の結論だけを(前提から独立に)単独で実証することは不可能であるということ]

第 8 節 論理的結合の論証

次の問題は、実践的推論の前提はいかにして実証しうるか?ということである。

間接的な方法：行為者の属する文化共同体や受けた教育、性格などから類推する方法。

「仮説的で暫定的なものにすぎず、最終的で決定的なものではない」(p. 146)

もっと直接的な方法：「当人に尋ねるという方法」(p. 147)

だが当人の返事はそれ自体説明を要する言語行動であり、その人が嘘をつくかもしれない。言語行動の説明は実践的推論の前提の実証と同じ困難がある。「原則として、言語行動は、他のすべての(意図的な)行動よりも、直接的に内的状態に接近しうるというわけではない」(p. 148)

「すると、実証の唯一の直接的な方法は、意図し行動する行為者自身の、自己の内的状態

についての覚知であると考えたくなる」(p. 148)

しかしそうではない。

「自分の意図に関する直接知は、自己自身（自分の内的状態）についての反省にもとづくのではなく、その直接知こそ、自分の行動の志向性なのであり、それこそが、行動と何かを達成しようとする意図との結びつきなのである。したがって、そうした直接知は、実践的推論の前提、つまり意図や認識態度についての言明を実証することには、何の役にも立たない」(p. 149)

〔→要するに、実践的推論の前提（行為者の意図など）を端的に決定的な仕方で実証する方法はない。〕

意図的な行動は言語使用に似ている。「意図的な行動は、何かを意思する(mean)意思表示(ジェスチャー)である。言語使用や言語理解が、言語共同体を前提しているように、行為の理解も、制度、慣習、技術的知識などの共同体〔学習や訓練によって導きいられる「生活共同体」〕を前提している」(p. 149)。

「志向性が行動に内在する」：志向性は行動の「背後」や「外側」にあるのではないという意味。「志向性は、行動に伴う心的作用ないし独特な体験ではない」(p. 150)。とはいえ外的に観察可能な身体運動から志向性が発見できるというわけではない。「行動の志向性は、行為者にまつわる話(ストーリー)の中に、その場所をもつ…行動は、行為者自身によって、あるいは外部の観察者によって、より広い観点からとらえられ、目標や認識の文脈の中に位置づけられることによって、はじめて志向的な性格を獲得するのである。すなわち、ある行動が志向的な性格を獲得するのは、その行動にマッチするように、実践的推論を組み立てることによって、いいかえれば前提を結論にマッチさせることによってである」(pp. 150-151)。

要するに、「実践的推論の前提を実証するためには、観察されたひとつの行動を選び出して、その行動を、それにふさわしい記述のもとで意図的なものとみなすことができなければならない」(p. 151)。

〔→実践的推論の前提の実証のためには、観察可能な行動(実践的推論の結論に対応する)が必要。「行為の内面」を単独で直接的に把握することはできない。〕

したがって上の問題の解答は次のようになる。

「実践的三段論法においては、前提の実証と結論の実証とが、たがいに依存し合っている」(p. 151)。

〔つまり、実践的推論の前提と結論は、論理的に独立である(ヒュームの因果関係にある)のではなく、論理的に結びついている〕

実践的推論の必然性について

これまで論じられてきたような実証においては事実上の行動の存在が前提されていた。つまり PI の結論「A は a を為す」という事実が与えられている上で、その「志向論的な『解釈』」が問題になってきた。しかし A が時刻を忘れたのでも意図を変更したのでも阻止されたのでもないのに、「a を為さない」（行動が存在しない）と想定することもできる。

したがって、「『論理的結合の論証』は正しいけれども、実践的推論において、前提は、論理的必然性をもって、行動を伴立するわけではない…。すでに行為が存在しており、その行為の説明ないし正当化として、実践的推論が組み立てられる場合にのみ、実践的推論は論理的に決定的である。実践的推論の図式の必然性は、いわば行為の後に構想された必然性である」(p. 153)。

第三章 志向性と目的論的説明 第9～10節

担当：森永豊

第9節 行為と因果関係

目的論的説明と因果的説明は両立するか？

⇒ 共通する被説明項に対して、両説明をともに有意味なものとして提示しうるか？

Ans. 提示しえない。

・議論の方針

問題は、ふたつの説明様式がひとつの同じ被説明項を持つとき、一方の説明様式でこの被説明項を説明できるとき、他方の説明様式でこれを説明できないかどうかである。ところで、この問題に答える前に、ふたつの説明様式が共通の被説明項を持てることをそもそも確定しておく必要がある。そして、もし因果的説明と目的論的説明のどちらでも同じタイプの被説明項を持つことができるなら、そのとき、被説明項になるのは「行為」か「行動」のどちらかだ。ウリクトは、被説明項のいずれのタイプも、ふたつの説明様式で共有されないことを論じる。

〈被説明項として「行為」を共有できるか〉

行動の因果的説明において、被説明項は行動である。科学的現象の記述において、行動を志向論的（行為論的）な言語で記述するのは便利であろう。（例 被験者が腕を上げる。）ところが、行為論的記述は、身体運動を刺激の結果として因果的に説明することとかみ合わない。因果的な説明の対象とされるのは、なぜ被験者が自分の腕を動かすかではなく、なぜ被験者の腕が動くかである。

したがって、行為論的言語での記述は、厳密に科学的であると言えない。

〈被説明項として「行動」を共有できるか〉

目的論的説明の被説明項はなんだろうか？ それはまず行為でなければならない。このことを示すため、目的論的説明の被説明項を、志向論的な用語を全く用いない仕方で再記述することを試みて、これに成功するかどうかを確かめよう。

【成功の要件】まずは必要な想定として、与えられた行動が目的論的な説明の対象として行為として記述されるとする。被説明項を目的論的に説明するとは、実践的三段論法の結論から前提へとさかのぼることである。つまり行為から行為の意図や認識的態度の特定へと向かうことになる。そして行為にあたる行動が実際に与えられている限りで、この説明は形式的に妥当である。

目標 目的論的説明の被説明項を、志向論的な用語を用いない記述に置き換えること

要件 説明の形式的妥当性を保持すること

最初に検討される実践的三段論法：

A は、ベルを鳴らそうと意図する。

A は、ボタンを押さなければ、ベルを鳴らすことができないと思った（知った）。

（結論）それゆえ、A はボタンを押した。

結論の置き換え 1 「それゆえ、A の指はボタンを押した。」

結論の置き替え 2 「それゆえ、A の身体は、ボタンに対する圧力を惹起するように動いた。」

← 1 も 2 も成功の要件を満たさない。前提がこれらを含意しないから。

成功の要件を満たすような身体運動の非志向論的記述は、ボタンを押す行為として理解されるような身体運動である。

結論の置き替え 3 「それゆえ、A の身体は、ボタンを押す行為を構成するように動いた。」

← これは単に元の表現をさらに複雑にしただけの言い方でしかない。志向的なボキャブラリーを追放できていないので、結局また始めからやりなおしである。

以上から導かれるのは：行動が目的論的に説明可能であるかどうかは、その行動が志向論的に理解されることに依存する。

次は、行為がそれ自体を目的として為された場合

（行為とその目的が隔たっていない場合）の検討：

この場合の推論形式は次のようになる。

A は、ボタンを押そうと意図した。

それゆえ、A はボタンを押した。

「A がボタンを押したのは、ボタンを押そうと意図したからだ」という言明において、A の行動は、たんに身体の一部が運動した結果として、ボタンを圧迫したというだけではなく、意図的にボタンを押すこと、ないしボタンを押そうとする試みであったということ、このことがその言明の意味であるなら、その言明は、真正の説明力をもつといえる。われわれが、A の行動をこのように「説明」する場合には、彼の行動の中の意図を見抜きつつ、その行動を行為の外面として理解しているのである。（p. 162）

= 行為の内面と外面を捉えることで、これでも目的論的説明になっている。

⇒目的論的説明の初歩的形式（実践的三段論法から区別）

因果的説明の説明対象は行動であり、目的論的説明の説明対象は行為である。説明の適切

さや形式的妥当性を保ちながら被説明項を共有できないのだから、その限りで因果的説明と目的論的説明の両立可能性の問題は生じないといえる。

だが、まだこの問題に確定的な決着がついたわけではない。(次節へ)

第 10 節 因果論と目的論の両立

というのも、ある行動が因果的説明の被説明項であると同時に、その行動が志向論的に解釈されて目的論的説明の被説明項になることがありうるからである。このような場合で、ひとつの行動が妥当な仕方因果的に説明され、なおかつそれが行為として理解されることは可能なのか？

Ans. 可能である。

⇒ では、ウリクトがこの答えにどうやって到達したか。

「行為」概念にとっての分析的命題：行為遂行が可能であるためには、そのための機会がなければならない。

問題 行為者が機会をとらえて行為を遂行する場合、〈言明 P〉「行為者が、当の機会に行為を遂行しなかったなら、行為成果である出来事は、生じなかつたらう」と言うことは正しいだろうか？

Ans. 基本行為については正しい。基本行為でない行為でも、言明 P の否定が普遍的に成り立つとは考えられない。

〈ある程度単純な出来事連鎖〉 腕を上げる ⇒ ボタンを押す ⇒ ドアを開く

[言明 P が偽となる場合：行為から独立した原因がある]

この言明を偽にしてしまう行為とは独立した原因を多数考えることができる。ドアを手動で開ける行為を例にとって考えよう。行為者が閉まったドアに手をかけた時、ドアがいれば「ひとりでに」開いたのである。これは行為する機会が奪われた状況であるから行為ではない。

[言明 P が偽となる場合：行為から独立しない原因がある]

では、ドアが開くことが行為者の動作から独立していない場合はどうだろうか。たとえば、行為者の動作が原因でドアの自動開閉装置が作動する。あとは、上の場合と同じである。この場合の問題は、ドアが開くことが果たして行為者からは独立していないのかどうか（この出来事が行為ではないのかどうか）である。（意図が含む認識的態度が判定要素となるから）ここで、以下のように二つに場合分けする。ひとつは、行為者が自動開閉装置に気付

いているケース、もう一つはこれに気付いていないケース。

前者のケースでは、彼はドアへ歩み寄ることでドアを開けたと言える。

後者のケースでは、ドアへ歩み寄る動作が、それによってドアを開けようと意図したものではなかったから、この動作が原因でドアが開いたと言えるからといって、この行為者がドアを開けたと言うことはできない。

後者のケースで、さらにその後、この行為者がドアに手をかけて押した時、「彼はドアを開けた」とはいえないのか？ ここでは二つの相反する見方がある。

見方① 自動開閉装置などの他の原因が作用しなくても彼の動作だけでドアの開放にとって十分だったといえるならば、たとえ「ドアの開放」が過剰に決定されているとしても、「彼はドアを開けた」と言える。

見方② 自動開閉装置が作動したために彼が行為する機会が奪われていたがゆえに、彼がドアを開けたとは言えない。

見方②を一般的に表現すると、次のようになる。

行為者が、ある行為成果の完遂を意図して、そのために何か別のことを為そうとしており、ところがその行為成果が、先述した意味で、「ひとりでに」実現したとすると、このとき、行為者がまぢがいなく行為したことは、その行為を達成しようとして彼が為したことだけに「収縮」し、あるいは「制限」されてしまう、と。たとえば、行為者とは独立に作用する原因が、(後から) 発見されたりすると、彼の行為は、いわば「削減」されたかたちで、記述しなおされることになる。(p. 166-7)

したがって、見方②では、自動開閉装置に気付いていない「行為者」は、この場面で何も行為していないことになる。とはいえ、後者の見方を一般的に支持して、行為の機会は普遍的に奪われていると主張することはできない。

というのも：

理由① もし行為記述の「後退」が一般的だとしたら、我々は自分が為しうることについての通念を変化させなければならないことは認める。とはいえ、ある行為を我々は本当のところ一度もしたことがない、と言えるためには、「行為者とは独立する隠された原因が常に存在する」という仮説を立てることになるが、これは反証することができないだけでなく、確証することもできないだろう。

理由② また、仮にこうした再記述が頻繁に起こるとしても、「基本行為」の存在によって、すべての行為を因果的に再記述することは不可能である。(以下で詳述される)

したがって、この節で話題になっている問題について、非両立性の主張(行為成果として記述されたあらゆる出来事は、行為者の行為がゆえに生じたのではない。あるいは、「行為

者が当の機会に行為を遂行しなくても、行為成果である出来事が生じた」ことを普遍的に認める)は不可能である、とウリクトは議論していきたい。

〈基本行為〉

理由②⇒ 基本行為における両立性の問題を、「腕を上げる」で考えよう。したがって、ここでの「腕を上げる」は基本行為である。この場合、問題(レジュメ p. 3 冒頭)は次のように表現しなおされる。

「私は腕を上げた」ということは、〈言明 Q〉「もし私が腕を上げなかったなら、私の腕は上がらなかっただろう」ということが真である場合にのみ、真なのだろうか。(p. 168)

行為者から独立した原因を、基本行為についても考えることができる。たとえば外から腕が上がることを強制される場合には、引用中のどちらの表現も偽となる。

身体の外にそれとわかる作用原因がない場合では、私が腕を上げたか否かは何によって決まるのか? (「腕が上がる」が) 行為として解釈されるためには行為者の意図がなければならない。

動作に行為者の意図を読み込む場合には、

その行為がどのように意図的であったかを、説明できなければならず、つまりその行為を、自分にまつわる話(ストーリー)の中に、うまくはめ込むことができねばならない。(p. 169)

しかし、基本行為の原因が指摘されたなら、その目的論的説明は取り下げされなければならないのではないか?

Ans. そんなことはない。

因果的説明と目的論的説明は異なる必然性を表現している。ヒューム的原因の作用は自然必然性を表現し、目的論的説明は論理的必然性を表現する。「原因が結果を引き起こす」と、「主体が行為成果を(いわば) 引き起こす」は、異なる必然性の表現なのである。そして、ふたつの必然性は偶然的な関係で結ばれているゆえ、ここに依存関係はない。

だから、たとえ「腕があがるための十分条件と思われる出来事が、ちょうどいまあなたの脳の中で起こったところだ」と指摘されても、目的論的説明を取り下げる必要はない。

また、「もし私が腕を上げなかったなら、私の腕は上がらなかっただろう」という確信をわれわれは概ね持っており、私の腕が上がる時、ヒューム的原因が常に存在する可能性は、この確信とも矛盾しない。(さらに詳しくは、p. 171 以下)

ふたつの説明が矛盾しないとはいえ、行為しつつその行為成果が生じる因果関係を観察することは不可能である。観察は、出来事が引き起こされるに任せることを含むが、このことは行為が出来事を引き起こすことと相容れないからである。だから、基本行為の行為成果については、誰もその原因を観察することができないのである。したがって、一般に基本行為の成果である出来事が生じるのは、基本行為を遂行した時だけである。

このことは、経験的な事実であるけれども、行為概念にとっては、根本的な事実である。したがって、行為概念の基礎は、原因の作用に対する無知（気付かないこと）であり、また行為するときにはしかある変化が起こらないという確信である、このようにいえよう。(p. 171)

個別の因果関係がアプリアリに真だということは証明できない。ある出来事に原因があると言えるためには、その原因を経験的に探さなければならない。だから、次のように主張することは可能である： ある神経的な出来事と腕が上がるという出来事の間因果関係がある。しかし、その神経的な出来事が生じないにもかかわらず腕が上がるという場合がある。

[そんな場合] 腕が上がることの別の原因の存在を、証拠の発見に基づいて主張すること…しかし、別の原因が見つからないときでも、意図に言及しつつ「ヒューム的原因があるうとなかろうと、私は腕を上げただらうし、したがって腕はあがただらう」と主張できる。

第四章 歴史学と社会科学の説明

担当：工藤怜之

※ [] は担当者による補足挿入

[章構成の大まかな理解]

歴史学・社会科学における因果的説明（2節）、準因果的説明（3節）、因果的説明寄りの準因果的説明（5節）、準目的論的説明（7節）について考察し、最後に二つの決定論について簡単に述べる（9-10節）。

第1節 理解と説明

- ・行為の理解（作用）は説明（作用）に先行する
 - ①まず、ある行動が志向論的に行為として理解される
 - ②その上で、行為が目的論的に説明される

- ・理解にも複数の階層がある
 - a. 個人の行動が何であるかという理解
 - b. 集団の行動が何であるかという理解（ex. それはデモ行進か、祭りか？）
 - ……集団を構成する各個人の行為の理解・説明とは別のこと
 - ⇔ 行為が特定の諸行動を帰結しないのと類比的
 - c. 長期間にわたる一連の行動群が何であるかという理解（ex. 内乱か、革命か？）
 - 歴史学や社会科学で「説明」と呼ばれるものの多くはこの種の解釈である
 - 理解・解釈と説明を以下のように使い分けるのがよい
 - 解釈：それが何であるかという問いに答える
 - 説明：それがなぜ生じたか（原因は何か）という問いに答える

- ・理解と説明の相互関係
 - あるレベルで説明が与えられると、より高いレベルでの事実が再解釈される
 - 事実の再解釈は説明の探究を促す
 - ex. これは宗教改革運動である、と解釈する
 - これは…… [土地支配のあり方に対する不満] が原因で生じた、と説明する
 - これは「本質的には」農地改革を目指す階級闘争である、と再解釈される
 - 階級差の生じた原因は何だったのか、を説明しよう
 - 事実を新しく解釈する＝事実を新たな概念のもとに総括する・新たな質を帰属する
 - (cf. 量から質への転化 (Hegel, Marx)、創発)

- 因果論と志向論の対立を、説明と理解の対立に対応させるのは適切でない [→第1章]
むしろ、説明にも理解にも2つの種類があると捉えるべき
因果論の説明 ⇔ 対象の非志向論的理解 (What is it like?)
目的論の説明 ⇔ 対象の志向論的理解 (What does it mean?)

第2節 歴史の因果的説明

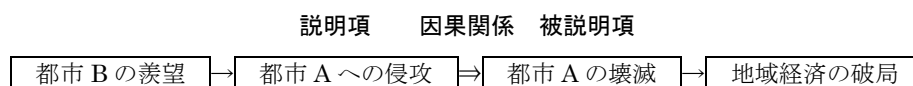
歴史学や社会科学において因果的説明は従属的位置を占める

(A) 十分条件による因果的説明 (Why necessary?)

物理的出来事(状態)の因果的説明それ自体は歴史家にとって重要でない
興味の対象となりうるのは、

- ①被説明項が人間の事柄に影響を与えたとき
- ②説明項が人間の事柄を(非ヒュームの)原因とするとき

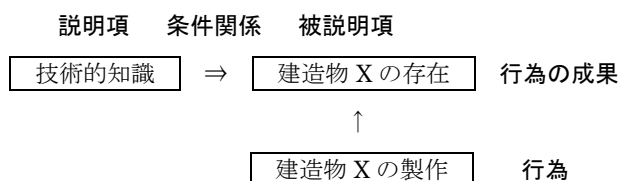
ex. 都市Aの壊滅



(B) 必要条件による因果的説明 (How possible?)

(A)と同様に、法則的結合による物理的出来事の説明は歴史家にとって重要でない
興味の対象となりうるのは、被説明項が行為の成果であるとき

ex. 建造物Xの存在

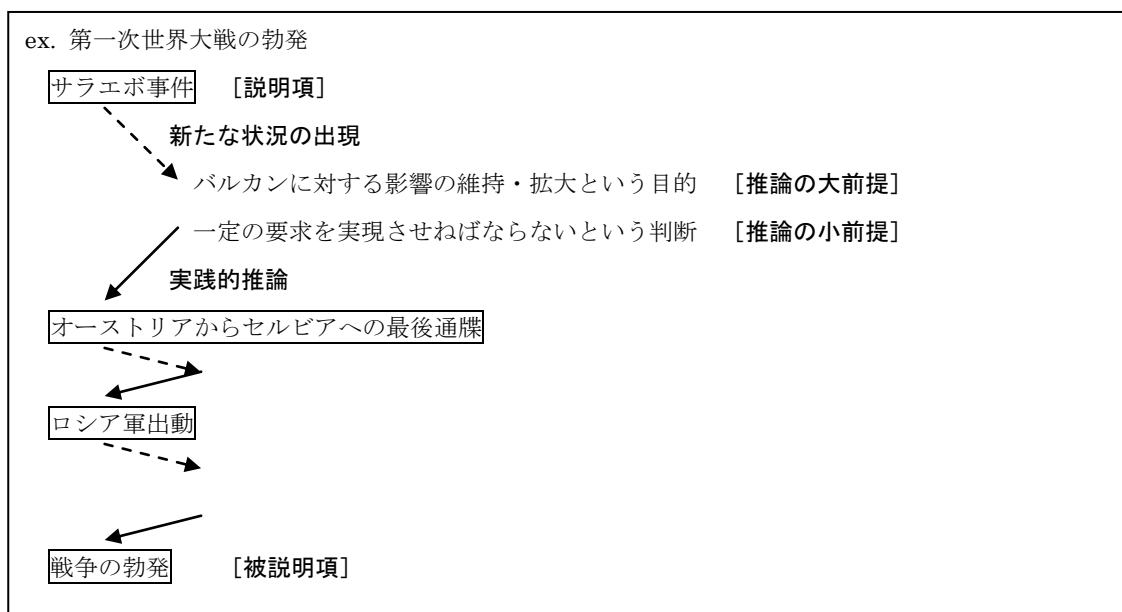


第3節 歴史の準因果的説明

歴史学の重要な説明対象……戦争、革命、民族移動などの「原因」

ここで、説明項と被説明項のつながりは因果的法則だろうか？

- 説明項と被説明項が論理的に独立である点では因果的説明と同じだが、
- 典型的には、両者は行為への動機付けによって媒介される
一般法則の正しさに依存した説明ではない (=準因果的)



第4節 外的状況と内的状況

[※この節のポイントは、史的唯物論に対する評価にあると思われる]

- ・ 歴史的説明に現れる行為者の目的には、様々な伝統の産物のように微妙なものも、人間に普遍的に共有されるものもある
- ・ 外的状況と内的状況の関係

外的状況の変化：新たな行為を必要／可能にする変化

歴史家に注目されるのは、物理環境の大変化や技術の変化など

内的状況の変化：動機づけと認知的態度の変化

これらは様々な仕方で相互に条件づけの関係をなしうるのであり、

内的状況は常に外的状況に由来するといった類の主張 [ex. 技術決定論] は正しくない

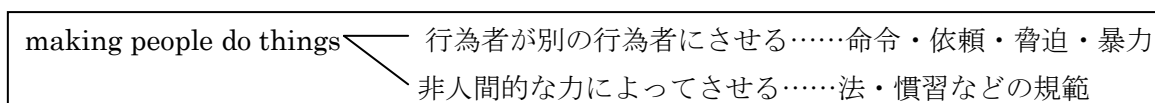
歴史や社会過程が常に特定のパラダイムに沿って記述できるという主張は、

アприオリには証明できず、経験的反証も容易でないが、

我々の理解増進にどれだけ資するかという観点から評価される

第5節 強制と規範

人が何かをさせられる、という場合の行為説明について考察する



(A) 物理的暴力

特徴的な使用方法として、人を無力化し、行為不能にすることがある

= (大抵は) 因果的メカニズムを用いて、行為に必要な因果的条件を破壊する

→ 「なぜ……しなかったのか」という問いに説明を与えるのに使える

(ただし、直接的には「なぜ……できなかったのか」を説明する)

物理的暴力は行為を不可能にするが、必然的にはしない [Why necessary? は説明しない]

(B) 規範的圧力

・ 法や慣習などの規範によって圧力が働くようになる仕方は目的論的である

① 制裁 (法的処罰・共同体の非難など) を避ける目的で規範に従う

② 法や慣習の成立したそもそもの目的を是認するがゆえにそれに従う

・ [法や慣習の目的は集団の協調で達成されるため] 個別の行為の説明は特殊になる

a. 行為者が目的を是認するがゆえに規範に従うときでも、目的の達成にとって自分個人の貢献が必要だと信じているとは限らない

b. 目的達成は不可能と信じながら、他者を促すために規範に従うかもしれない

c. 目的論的に説明されない場合もある

(C) 命令・依頼

・ 命令や依頼によって権威の圧力が働くようになる仕方も、規範的圧力と類比的である
これは子供に対する教育に由来する

① 処罰を避け、報酬を求めるために適切に振舞う

② 勧告や禁令が自分自身の目的に資すると信じるがゆえに従う

・ 命令や規則の本来の目的が達成されれば、それ自体で服従への内的報酬とみなせるし、それらに従わないがために目的が達成されなければ、それ自体で内的処罰とみなせる。
外的な報酬と処罰では、後者がより基本的な役割を担うが [ex. 法律を破れば罰せられるが、守っても報酬はない]、これは服従が多くの場合に内的報酬となると考えられるため。
(非対称性には概念的理由がある)

・ 行為させられるメカニズムは、背景に目的論があるため、因果的メカニズムではない
[させられた行為に対する説明は因果的説明ではない]

しかし、一定の目的のゆえに、規範や命令に服従するのではない事例もある

a. 目的論的背景が見失われている [報酬や処罰が考慮されていない] 場合

b. 目的論的背景が失われている [報酬や処罰が効力を持たない] 場合

このような場合、行為は規範や命令にただ従っただけのこととして説明される

このような行為は、刺激に対する反応に過ぎず、不合理に見える

では、この種の刺激と反応の関係は (条件反射のように) 法則的なものになりうるか?

→ なりえないとは言えないが、珍しいと思われる

そうなった場合、反応はもはや (論理的に) 行為とは言えない

第6節 二つの規範

一次規範：ある物事をすべきである／してもよいということを述べる

二次規範：ある行為をいかに遂行するかを規定する

- ・ 常にではないが、一次規範に従うためには二次規範が必要

ex. 結婚の法的規範

結婚するためには、一定の条件を満たし、適切に儀式を行わねばならない [二次規範]

結婚の仕方を定める規則は、誰かに結婚を義務づけるもの [一次規範] ではない

結婚という行為を遂行すると、一定の法的権利および義務が生じる [一次規範]

ex. 挨拶の慣習的規範

女性や年長者に挨拶するときには帽子を脱ぎ、おじぎをする [二次規範]

女性や年長者には挨拶すべきである [一次規範]

二次規範を知らなかったという理由で、一次規範に従わないことが許されることがある

- ・ 二次規範は行動の説明には使われないが、理解にとって根本的である

第7節 歴史の準目的論的説明

人間の科学においても（生物学と同様に）準目的論的説明が見られるか？

= 当人が意図しないのに目的（「運命」）を満たすように行動することはありうるか？

ex. カジミェシュ3世の時代、ドイツから追放されたユダヤ人を受け容れたことによって、ポーランド経済の回復が可能になった

= ポーランドが繁栄するために、ユダヤ人はドイツを去らねばならなかった（これは、ユダヤ人は迫害されたからドイツを去らねばならなかった、という言明と両立する）

誰かの行為や経験が、予期されない形で、他人の達成を可能にすることがある

先に生じた行為・出来事は、事後になって新たな意義を持つことになる

このとき、先の達成が後の達成を目的としていた、と言ってもよい (cf. 理性の狡智)

- ・ しかし、先に生じた出来事を後で生じた出来事に照らして説明しても [前者が被説明項] それは準目的論的説明ではない。なぜなら、法則的結合を含まない説明だから。

歴史においても、“Why necessary?” と “How possible?” の二つの説明があるが、どちらの説明も、出来事を結ぶのは動機づけのメカニズムであり、因果法則ではない先行する出来事（原因）は実践的推論のなされる状況を更新する

Why necessary? …… 状況の要求が評価し直された [小前提の更新]

How possible? …… 隠れていた願望が意図へと成熟 [大前提の更新]

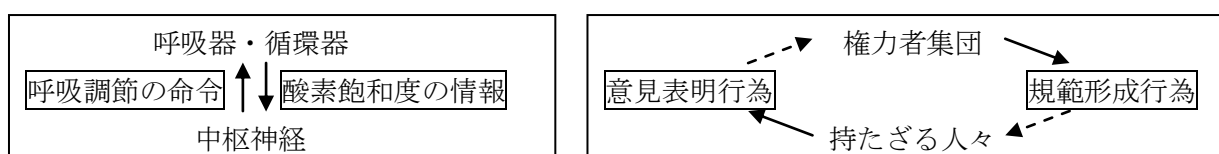
- ・近い過去に照らして遠い過去を見るがゆえに、完全な歴史的説明は概念的にありえない
歴史家が過去を説明・理解する過程では、より遠い過去に意義が帰属されることがある
つまり、新たな出来事が起こって初めて帰属されるような意義・特性というものがある
このような意義帰属は客観的にテスト可能であり、歴史家の個人的趣味の問題ではない

第8節 サイバネティクス

- ・準目的論的説明から目的論らしさを取り除くことができる
ex. 運動をすると呼吸が速くなるのはなぜか、を説明する
【答1】血液の化学的平衡を維持するため
…外見は目的論的説明の形式だが、法則的結合の存在に依存する（準目的論的説明）
しかし、厳密には「血液の化学的平衡維持がいかんにして可能か」という問いに対応する
（How possible 型の因果的説明）
【答2】血中の酸素の減少を原因とし、呼吸数の上昇を結果とする因果的結合を指摘する
（Why necessary 型の因果的説明）
→ フィードバック機構を発見することで、完全な因果的説明が得られる

では、歴史や社会生活においても類比的なものが存在するか？

- ①社会的なフィードバック過程は存在するか？
- ②存在するなら、それはヒュームの因果関係か？



- ・社会的フィードバック過程は法則的結合ではなく、動機によってつながっている
一次系からの情報は二次系の認知的前提を（偶然的に）変えうる
二次系からの命令は一次系の意志的前提を（偶然的に）変えうる
- ・サイバネティクスの概念は、目的論を含む現象の説明にも適用できる
Hegel や Marx の哲学の中にサイバネティクスで再解釈できるものがあるかもしれない

第9節 二つの決定論

- ・個人の行為・社会的過程・歴史における決定論の類別
 - a. 先決定（予測可能性）と追決定（理解可能性）
 - b. 巨視的レベルの決定論と微視的レベルの決定論歴史学や社会科学における決定論は、通常は巨視的出来事を想定している

- ・ [微視的出来事が予測できないのに] 巨視的出来事だけを予測する方法のプロトタイプは大数の法則を用いた頻度予測
 - ・ 一定数の試行がなされれば、ある出来事の相対頻度はある値の近くにある確率がきわめて高い、ということが予測される
 - ・ 相対頻度が一定値の近くにこなかった場合、偶然とみなすか、確率計算に使った仮定が誤っていたと考える
 - 「偶然の相殺」は確率的仮説の [事後的な] 調整の論理的帰結であり、これを保証するような「自然法則」が働いているのではない
 - ・ 社会の中にも、このような偶然の作用に類比的なものがあるか？
 - ex. ある社会の自殺率（自殺割合）
 - ・ 過去の長期的記録をもとに将来の一定期間における自殺者数を予測してよい気がする
 - ・ 個人に自殺確率を割り当てることも、何らかの目的にとって有用かもしれない（ただし、これは個人間の違いを捨象しており、記述の不完全さを示す）
 - ・ 異なる社会の自殺率の違いを、生活の特徴の違いによって説明するかもしれない生活が変化すれば自殺率も変化すると予測される
- このような例は、科学の方法論的統一を示すようにも見えるが……
- ①これは社会研究の一面に過ぎず、このようでないことこそ歴史研究の特色である
 - ②微視的な個別例の説明は、行為と物理的出来事で異なっている
 - 実験科学……系を外部から操作して初期状態を準備した後、内在的發展を観察
 - 社会科学……系を内部から操作しうる範囲で、予測の成否を変えられる

第10節 絶対的合理主義

目的論的に説明できる行為は、ある意味では決定されている

- ・ 個人のすべての行動がこの意味で決定されているわけではない
 - a. 意図的でない行動 …… 歴史学や社会科学の対象外
 - b. 意図的だが偶発的選択に由来する行為（3章5節）
 - c. 規範に従っただけの行為 [4章5節]
- 行為として理解されない行動は、歴史学や社会科学における事実ではない
- ・ 目的論的に説明される行為に関する決定論は一種の合理主義と呼べる自由意志論争の決定論者の多くは行為を合理主義的に理解しており、したがって、決定論こそ責任というものを説明するのに必要となる。ただし、この意味での決定論を因果的決定論と混同してはいけない。

また、すべての行為が目的論的に決定されているという主張も正しくない。

• 相対的合理主義と絶対的合理主義

相対的合理主義：行為は個別の実践的推論の前提によって決定されている

絶対的合理主義：歴史や社会的過程全体に目的を帰属する

絶対的合理主義は経験的研究を超越しているが、興味深いものではある

歴史や社会的過程に内在的・超越的目的があると解釈することで、

我々の態度や行為は様々な影響を受けるからである